

### 第3回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年7月26日(火)  
午後1:00～午後5:15  
場 所 長野県庁議会棟3階  
第2特別会議室

司 会

ただいまから、第3回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会させていただきます。

私は、検討会事務局の地球環境課の竹松でございます。よろしくお願いいたします。

本日は黒沼委員さんと諏訪委員さんのお二方が都合によりご欠席ということでございますのでご報告いたします。

お手元の方には、追加資料といたしまして、川妻委員さんに提出いただきました資料、温暖化対策推進法・省エネ法についてのほうを配付してございますので、ご確認いただきたいと思います。

(資料2の修正について説明)

それでは、高木委員長さん、申し訳ございませんが議事の進行の方をお願いいたしたいと思います。

高木委員長

(委員長あいさつ)

最初に、議事に入る前に前回の検討会で川妻委員から発言があった法律・条例・規則について、ちょっと調べてまとめて、それを皆さんの共通認識として持っておきたいというお話がありましたので、それについて川妻委員さんから資料を提出していただいております。その説明をお願いするんですが、また、条例についての法律との整合性を図るために上智大学の法学部の北村(喜宣)教授と打合せを川妻委員さんをお願いしました。先日、東京まで行っていただいて打ち合わせをしてきていただいてあります。その報告も併せてお願いいたします。

川妻委員

川妻です。貴重な時間ですので、あまり長くしないように縮めて。

第1番目は資料をちょっとご覧ください。「自治立法の基礎知識」と一応書きました。このことについては、もうご存知の方はこんなことをいろいろくどくど私の方で説明する必要はないことなんですけども、今まで議論をいろいろ重ねてきましたけれども、多少こういうこともちょっと改めて確認する必要があるかなと思われましたので。

(川妻委員提出資料により説明)

時間の点からいまして、次の部分に移りたいと思いますがいいですか。

高木委員長

いったん、もし、お聞きになりたいことがあれば。

よろしいですか。じゃあ。

7月15日に上智大学の法学部環境法学科の北村教授のところに、これは私がぜひ行きたいとかと言ったわけではありませんで、課長の木曾さんが行くので、ちょっと一緒にくっついてってくれというふうに頼まれたもので、ではそれでは行きましょうかということで行ったわけだったんですけれども。地球環境課の竹松さんと松本さんと3人で1時間ばかりいろいろ話をしました。

1番目は、なぜ長野県が温暖化対策を条例を制定して進めるのか、なぜ長野県が温暖化対策を条例において進めるのか、その根拠はいったいどこにあるのかというふうに、どう考えるのかということであります。これを行政法用語で言いますと、立法事実と言うんですけれども。立法、法律を立てる立法事実は何かと。この立法事実をその場では出ませんでしたけれども、北村さんが書かれている本などをいろいろ見ますと、これ硬く言いますというか、これの説明をすると、立法の基礎にあって、その合理性を支える社会的、経済的、文化的な一般的事実というような説明になっているんですね。これを聞くとさっぱり余計わからなくなるところがあるところがあるかもしれませんけれども。立法の基礎にあって、その合理性を支える社会的、経済的、文化的な一般的事実、この立法事実をどこに求めるのかと。踏み込んだものをつくる場合には、この立法事実をきちんとして県民を納得させる必要があるということを強調されています。長野県でなぜやるのかということについて。

例えば北村さんの出した例では、東京都は、規模としてはデンマークと同じぐらいの規模があると、だからやる価値があると言いました。しかし、これも東京都だって47都道府県の中の一つに過ぎないわけなんで、同じようにこれだけで、デンマークと同じだからやらなきゃいけないというふうに言って説得できるかどうか、これはまた別だと思ってしまうんですけれども。そういうふうなことを言っていました。それから京都市も温暖化防止条例の条例を制定しました。これはもう既に発効して運用しているんですけれども。この立法事実についても、立法事実というふうに言えるのかどうか知りませんが、これは京都議定書の発祥の地だからと。これもあとからそういうふうに、ではなぜ市民が京都議定書の発祥にたまたまなったから規制されるのかと言われれば、またこれもなかなか難しいことが含まれるんでしょうけれども、そういうようなことで。踏み込んだものをつくれればつくるほど、余計県民を納得させる法的な根拠と言いますか、そういうものをしっかりさせる必要があるのではないかとということを書いて、それが第1点で。それをめぐって少しいろいろ話し合いもしたんですけれども、そういうことをよく考える必要があると。

2番目の点、いろいろな話がいろいろあちこちに飛びましたんですけれどもちょっと整理して、あとで竹松さんと松本さんからちょっと補足していただければいいんですけれども。もう1点をちょっとまとめると、企業への規制、企業活動への規制、北村さんはあまり企業活動に致命傷を与えないようにすることが必要なんじゃないかというふうなことを言っていましたけれども。何とか我慢できる程度のものがいいんじゃないかと言いましたけれども。都道府県ごとに企業のこの規制をやるということは、コストパフォーマンスがよくないというようなことを言っていました。コストを考えた成績というか実績というか、そういうあれがはっきりと言ってあまりよくないと。企業は当然都道府県の圏域を越えて活動しているので、県単位での論理では通じ

ないというふうな趣旨でもあるわけですが、全国展開をしているというところへ、だから、やるなら関東甲信越というぐらいでやった方がいいんじゃないかとかという、そうすれば電力会社もやりやすいだろうとか、そういう話もしていましたけれども。長野で減らさなくても、東京で減らしていればそれは評価されるというふうな、そういう意味合いが必要なんじゃないかと。長野県内にこだわらず、もっと広い意味で、CO<sub>2</sub>削減に役立つ仕組みを考えるというふうなことが必要ではないだろうかというふうなことを言っていました。

それからもう1点は、大型スーパーなどの、コンビニなどの24時間営業に対する規制等に関することなんですけれども。この関係では、政策としてはこういうことについての制約をさせるというのは、当然あり得るということを書いていましたけれども。この北村さんの自治体政策の面でも、法律関係、環境法の関係から言うと、法政策としては非常に難しいという言い方をしていました。それは立法の事実というふうになるのかあれですが。法政策としてはかなり難しいんじゃないかという言い方をしていました。むしろ、営業するのは自由だけれども、しかし余計に、昼のお客さんは夜の方まで余計払っているというふうな、商品に上乘せがかかっているわけですからそう言えるので、例えば地方消費税のような超過課税制度をつくって、余計払ってもらいますよとかというふうなことであればいいけれども、それを一律に規制するというのはなかなか難しいというふうなことを書いていました、ではないかと。

それからもう1点は、これは状況認識なんですけれども、今のところ国は6%削減と言っても本腰にやる気がないというわけでなく、やろうとしていないという姿勢が非常に見られます。それから、経団連もそれが全面的に出ているようで相当抑えているという、しかしその期限が来て、2010年ぐらいになると、どんどん先鋭化して、環境省が自治体にどんどん押しつけてくるのではないかというふうなことを見越した方がいいんじゃないかと。その面では早目に対策をとっていけば、長野県がもしそこで実施していれば、それが参考になるというか、そういう関係にもあるのではないだろうかというふうなことを書いていました。

それから、温暖化防止条例というふうになっているんだけど、防止条例というふうにした方が強く感じられるところもあるけれども、本当に防止できるのかどうかというふうなところで、名前を適当なのかどうかということについても検討する必要があるんじゃないかというふうなことを書いていました。先行する都道府県の条例に関して、東京都の状況なども聞いたんですけど、メジャーな企業は東京都の場合でも非常に理解があって体力があるので、いろいろ可能だと言っているんですけど。あまり具体的な事実、具体的な進行状況はよくわかっていない、まだつかんでいないというふうなことを聞きました。

むしろ、企業との関係の問題に戻るんですけど、企業、あるいは旅館やホテルでも、いろいろ頑張っているところについて表彰を考えるとかは、やっぱりやっているところに正しく評価するというふうなことをして、まじめにやっているところが損しないように、割を食わないようにやるというのは、配慮が必要だろうというふうなことを伺いました。これは非常に難題なので、やるに当たっては二枚腰、三枚腰の用意をしておいた方がよいので、あまり短兵急にやるというふうなことはしない方が。しかし長野県がどこまでやるのか、ぜひ期待していると言うんですか、というふうでした。

もう少し我々の方が煮詰めた上で、この環境法の立場から意見を伺うということもまた出てこようとは思いますが、現在の段階では、我々の意見がまだ固まっていないので、少しやや抽象的な話があるかもしれませんが、我々の方で、最初に竹松さんの方が聞いたのは、24時間営業規制ということについても、県民計画にあるけれども、法制上はどうだろうというふうに向けたときでは、さっき言ったような言葉が返ってきたということなんですけれども。

我々が考えるべき視点と言いますか、という点では、非常にいろいろ有益な話ができただけではないかと。特に立法事実という言葉は使わなくてもいいんですけれども、条例を長野県で制定する意味と言いますか、価値と言いますか、根拠というところについて、やはり個々の具体的な対策だけじゃなくて、長野県をこれからどうしようとしているのか、それが県民の利益とあるいは県民の問題にどういうふうにつながっていくのかという、展望が開けていくのかという、そういう何か大きな考え方と言いますか、発想と言いますか、そういうものをしっかり固めていくと。その中にいろいろ具体的な個々の施策や誘導策を織り込んでいくということが必要なんではないかなというふうに感じました。

ちょっと雑駁でありますけれども、一応そんなことです。

高木委員長

ありがとうございました。今のお話について、何かお聞きになりたい点は、よろしいでしょうか。励まされたのか、それとも少しあれされたのか、よくわからないけれども。

上條委員

その上智大学のその先生は、ちょっと私をご存知ないんですが、どういう立場から環境にアクセスしている先生かという、ちょっとそのお立場がわからないもので。ただ、一般的に立法事実とか当たり前のことを言っているというか、何かどういう立場から述べられたのかということで、ちょっと先生、よって立つべき立場というか、ちょっとその辺を教えてもらえればと思いますが。

高木委員長

よって立つべき立場の説明は難しいかと思うんです。例えばプロフィール等で、これまでどういうことをやっていたのかみたいなことの紹介はできるのではないかと思います、できますか。

木曾課長

プロフィールは、ちょっと今あれなんです。環境法に非常に詳しい方ということで、アドバイスをいただきまして、この方のご意見を聞けば、環境省の委員等もやられたりしております。所属されているのが環境法政策学会の理事をやられたりしております、国の委員もやられているというような中で、意見を聞かれたらどうかというような話があったものですから、私どもの方で参考意見として、アドバイスの意味として聞きに行ったということです。

上條委員

各地域地域の条例で、立法化するというのは相当でないというご見解をお持ちの方なんです。ちょっとその辺のところをお聞きしたいんですが。国で一元化するというような・・・

川妻委員

この温暖化の問題ではなくて、ほかのさまざまな問題で、私も北村さんの

書いている環境法に関するやつをいくつか読んだんですけれども。その論理と構成は、自治体だからこそやれる立法活動を積極的に、慎重にやるべきだという立場には立っていて、それは後ろ向きではないんですけれども、事柄がこの温暖化という問題の地域性の、地域の特性というか、その地域との関係が、なかなかこの問題というのは地域的な公害問題とか、災害問題とか、治安問題とかというのとは違うもので相当難しいということをよく頭に入れて、二枚腰、三枚腰でやれということなので。そういう事柄の性質をよく踏まえて取り組む必要があるんじゃないかというふうな意味合いなんじゃないかと思うんですね。

自治体の立法活動はこれからも、これからが勝負のときだと。これにどれだけ効果的にできるかがやっぱり非常にカギだということを中心に本では書いてあるんですね。事柄に関してはここでかなり、話している内容は、相当慎重にやれというふうな受けとれないこともないんですけれども。私はそういう慎重にやれというのはそういう意見として受けとめて、別に学者が世の中を動かすわけではないので、具体的な事実で、そのあとが理屈が、学者がくっついていくということが大いにあるので、そこら辺は考えればいいんじゃないかという気がしているんですけれども。

高木委員長

よろしいでしょうか。はい、ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。では、今日の議題の本筋に入っていきたいと思います。

今日皆様のお手元に、大量の資料が事前に配られているわけですが、最初にこの資料の1 - 1に相当する大きいやつです。要するに、条例の中に何を扱っていけばいいのか。とりあえずここにはパーツと意見が出ていて、その中で皆さんから、ここはぜひ推し進めていくべきだとか、ここはちょっと条例にするのはあまりそぐわないのでは、というような意見をいただきながら骨子をつくっていくということになっていくかと思えます。

皆さんのお手元にはないんですが、私のところには、今日新幹線の台風の都合で来られなくなっちゃった諏訪さんから、ぜひここは推し進めてほしいというところを、印をつけたものをいただいておりますので、それもまた紹介しながら議事を進めていきたいと思います。

本質的には、今日は項目としてどこが大事かみたいなことを話せばいいとは最初はなっていたんですが、項目だけでいってしまうと、この項目は一切出すのはいらぬというのはたぶんないだろうと。現実問題としては、この項目の中で、この意見の部分はちょっと、というのがたぶん現実的な意見の出方だろうなということもありますので。この項目はいらぬよというのが特にあるならば、それは特に意見として言っていたきたいですが、基本的には項目と意見を一緒にして、この項目の中のこの意見はぜひ推し進めていくべきだ、条例の中に取り込んでいくべきだというような意見のいただき方をしていくのが自然かなと思っていますが、よろしいでしょうか。

それでは、表の順番に従っていきます。最初に産業部門ですけれども、ここでは主に、一定以上の規模のところに対してどうたらというような意見が出ているわけですが。これについて、皆さんのお考えをお聞かせください。進め方としては、割とフリーに話していいと思いますので、いかがでしょうか。

では、諏訪委員からの意見を言っていくと、諏訪委員のぜひ推し進めていくべき意見として挙げられているのは、番号で言うと、2、3、8、10を除く残りの6個、つまり1、4、5、6、7、9番のところには、丸(○)

をつけて返していただいています。

川妻委員

ちょっと橋爪さんの方から話を進めていただきたいんですが。

橋爪委員

私、検討させていただきまして、今まで国で進めているエネルギーの使用の合理化に関する法律という形を、まずベースにこれがあるので、いずれにしろこれはもう法律で決まっています、年率これ以上のものは1%減単位で削減をしてもらいたいという法律があるので。ぜひこれを、枠を広げていくということで産業界が進めたらいいかなというふうに考えまして、5、6、7番というようなものを出させていただきました。当然ながら産業界だけでなく、官庁もやっぱり率先しなければいけない立場にあるという形で、7番を入れさせていただいたということと、あと、法律で規制している年間の重油換算で、1,500kl/年以上というものについて、条例化する場合に、どのぐらいのところの枠を入れるのかという、あまりこちら辺のところは実際のデータとしてないので、私は丸々(〇〇)という形で、あとでどのぐらいの枠を入れていくかということで、丸々というふうに入れてあるんですけども。これはまたその事業所の規模等で、どのぐらいが入ってくるということで決めたらいいかなというふうに思っています。

それと、いろいろの環境条例につきまして、大企業が率先してやるというのはこれはもう仕方がないことだと思いますし、社会のリーダーという形とすれば当然のことだと思うんですけども。こと温暖化について、やはりみんなかなりの部分の人がやらなきゃいけないという形で、ぜひ枠を拡大するという形でこういうものをやったらどうかということと、自主計画、削減は自主計画ということを入れてあるんですけども。この辺のところは、実は条例で罰則等が入ってきてしまうと、これはどちらかと言うと、まずい状態になっちゃう、ネガティブになっちゃう、やはり積極的にやるというふうに、私はともかく参加する人はいい人だということと、やっぱり公表をする、実際はどうだったということを公にすることは、必ず改善につながるんだという形で、自主計画というのはそういう形の趣旨のもとで入れさせていただきました。

いずれにしろ、先般の会議でも話をさせていただきましたように、産業界は、いろいろな形で日本経団連の方、日経連の方も自主計画というのを基本的にやっていますけれども。こと温暖化については、明らかに進んでいるという中でどのようにやっていけばいいかということ、やはり先頭を切ってやるというのは事実なんですけれども、その範囲を広げていくということの基本にしてやらせていただきたいなというふうに考えて、提案させていただいてあります。以上です。

高木委員長

ありがとうございます。国の方で言っているのは1,500kl/年というのは数値になっているわけで、その1,500kl/年をもうちょっと値を小さくしたような形で範囲を広げていくのを基本的に考えたいということですね。

橋爪委員

そうですね。それで、長野県の企業がどのぐらい入るかという形で、変な話をすれば、長野県に事業所が何カ所あったと、それトータルをして、今までは事業所の事務所単位だったと、そういう形で枠を拡大する方策というのはいろいろあるんじゃないかなという形で、6番目を入れさせていただきました。

- 高木委員長 前にも、私の方からもちょっとお願いしていた1,500kl/年というような数値が、現実にどのぐらいの網がかかるのかというのは調べることができたんでしょうか。
- 木曾課長 私の方で、今の高木先生の方からも宿題があった中で、第一種、第二種エネルギー管理指定工場について、長野県下の状況と言いますと183、これ16年3月31日現在ですが、183のようでございます。その事業所が実際のエネルギーのカバーしている部分と言うと、事業所数で0.1%ということです。
- 高木委員長 エネルギーカバー率はわかりませんか。
- 木曾課長 エネルギーカバー率はまだちょっと今のところわかりません。すみません。
- 高木委員長 0.1%ということは1,000社に1社の大事業所だけが、この1,500kl/年だと引かかるということですね。
- 木曾課長 17万5,736分の、さっき言った183ということで、0.1%ということですね。この辺は、先ほどのお手元の資料で後ほど説明しようかと思っただんですが。参考資料の中で、省エネ法の中で、今言った数字を使ってやっているんですけども、2ページの方ですか、一応省エネ法の方では、一番左側の欄、工場・事業場のところで、一種、二種、その下に指定工場の裾切り値の事実上の引き下げを行うという中で、事業場数を拡大しまして、1万から約1万3,000で、国の試算ではカバー率が産業部門全体の約7割から8割に向上するというような試算をしているようです。県の状況がちょっと把握しておりませんで、まことに申しわけありません。
- 高木委員長 数ではわかるわけですが、エネルギーのカバー率でいうとわからないという・・・でも、長野県だけが特別に何か特殊な状況があるということでもないでしょうから、実はこの0.1%、の数で言うと0.1%ですが、カバー率としては結構あるでしょうね。ということですよ。
- 木曾課長 国のこの率からいくと、7割から8割ということですが。
- 高木委員長 長野でやったら・・・1割になるということはないでしょうね。
- 木曾課長 長野とほかの地域との大きな差というのは、精密工業が多いという部分での違いが、どんな格好で出てくるかというところがちょっと不明ですけども。製鉄業とかセメント工業とか、そういうものになりますと、エネルギーの使用量が、けた違いに大きいという部分があるのかなというふうに思います。
- 高木委員長 そういのがないから、ものすごく大きな会社が、そういう意味ではエネルギー使用がものすごく大きい会社がないから、全国的なものから比べると、やや下の方にはたまっているという意味から言えば、0.1%でも、国だと7割、8割カバーできて、長野だともうちょっと下がるでしょうねというこ

とですよ、きっと。1割と言うことはいくらなんでもないと思いますが。

橋爪委員

産業界で使用しているエネルギーの7、8割ということですね。

木曾課長

そういうことです。

高木委員長

それは非常に説得力のある数字だと思いますが。はい、どうぞ。

川妻委員

地球温暖化対策に関する法律の事業者のところに、今日配られた温暖化のこの法律の、国・県・市町村・事業者というところがありますけれども、事業者のところをずっと真ん中にやると、事業者の事業活動に関する計画等というのがありまして、京都議定書の定めるところに留意しつつ、単独にまたは共同して、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならないというふうになって、努めなければならないというふうにと、これは公表しなければならないというその義務とか規制じゃないんですよ、この法律の場合にも。ややこれに橋爪さんのご意見はやや似て、こういう規模の、一定規模のところについては、自主計画を出してもらおうという考え方になっているんですね。

この間配られました京都市の議定書、あるいは東京都の条例などを見ますと、削減の計画を定めなければならないというふうになっていて、いわば義務規制になっているんですよ。今度のこの条例が産業界の合意というか、協力というか、参加を得て進めるという立場はもう全く同じなんですけれども。ここは相当議論し慎重にと言いますか、適切に行うということが必要で、これは自主計画だということで、できるところを公表するというのでよいのか、責任の多い、企業責任が大きいところについては、条例においてきちんと出してもらおうということを義務づけした方がよいのか、そこはすぐ結論を出すことなくよく検討吟味して、できるならば、そろってこれが実行されるという方向に行くことを目標にして、どういう対策が必要なのかということが、一番いいのは、何か規制してやらされたというのではなくて、こういう趣旨に沿って企業は一生懸命そろってやっていくということが非常に望ましいので、何か規制しないとだめだからそれは尻抜けになるから、規制をしると言っている意味ではないんですけれども。

しかし、自主計画なんだということでこれが先行しますと、非常に環境に先進的な活動をしているところはやるけれども、そうでないところは、これは放っておこうということになると、意味がなくなってくるということで、非常に難しいところだと思うんですけれども。この辺を少し検討課題として大いに議論する必要があると。

できるならば、私の意見では、十分事前に産業界のそれぞれの方々のご了解を得て、そろってやる取り組みをどうつくれるかと。そういうことでの合意ができれば、義務規定でもよいということに、みんなの了解が得られれば義務規定の方が条例としての効果と言いますか、そういう面でははっきり高まるというか、違いが出てくるんじゃないかと思うんですね。そのあたりのところは、大いに研究課題ではないかと思います。

高木委員長

ありがとうございます。今、かなりうまくまとめていただいたような気がします。



橋爪委員

これをやる場合に一番の問題は、基本に戻るんですけども、環境と経済の両立という形で、新しい技術開発だとか、新しい産業だとか、そういうものをどのように育成をしていくのか。この規制の中で、この条例の中で、それらをどのように帰していくのか、変えていくのか、そこら辺が私一番難しいと思ひまして自主的な計画というふうに入れたんです。

今までの産業そのものが変わっていかないとすれば、非常にいろいろのものがかなり数値的にやりやすいんですけども。産業そのものは非常に変わっていくと、特にエネルギーを使う産業そのものがどんどん変化していく中で変わっていくというんで、この辺が正直なところ、私いろいろやっている中で、経営者側といろいろ話をしていく場合には、非常にいろいろ多様な人たちと話をしていかなければいけないので、ひとくくりでまとめるのは非常に難しいかと思っております。ちょっと今の我々の悩んでいるところで、産業界として何かやっていかなきゃいけないということも、これは事実だと思っております。

事実なんだけれども、それをどのように条例化していくのか、いろいろな産業の発展、それを踏まえてどのようにやっていくのかということが非常に難しいなというふうに思ひまして、私の提案はこんなふうにさせていただいております。

高木委員長

今の段階では、別に、例えば1,500kl/年をいくつにしようとか、それから、自主計画なのか、そうでないのかというようなことを、ここの場で決める必要はないですね。そういう問題点があるよということを皆さんに認識していただいて、ただ、今、意見の出ているようなところはぜひ条例の中で取り込んでいこうと、取り込み方はいろいろあると思いますが、取り込んでいこうというような議論であるということによろしいですね、それは。

今日いきなり結論を出せるというのはちょっとほとんど不可能なので、議論の中で出てきたものについては、大いにこれからもディスカッションしながら入れていこうということだろうと思うんです。逆に言うと、全然議論に出なかったところというのは、骨子の部分からはずれていくというようなことになると思ひますので、ここにある10の意見が出ているうちで、あとのところはどうか。

川妻委員

10番目のところについては、この趣旨と可能性や実現性について、ちょっと説明してください。

高木委員長

10番は、普通、マイカーの通勤という手段は、この項目の産業部門での自主計画の中に普通入っていないんですが。マイカー通勤をいかにして削減していくかというのは、どうしても避けられない問題でありまして。この部分をこの自主計画の中に取り込んでしまうことによって、当面具体的な削減計画が立てられるところはどんどんそこをやっていただければいいわけですが。当面いろいろな事情で、自主計画をつくりにくい企業もあるわけですし、そういうところにとっては、マイカー通勤というのは、ある程度その従業員の自由を縛る部分はあるわけですが、削減としては非常に簡単に行ける場合が多くあるはずなんです。現実に県庁もそうですし、一部の銀行や会社で、このことに関してはかなりトップダウンでやらなければならないというのが通説になっていますので。この自主計画の中に入れることによってマイカー通勤を、例えば年率5%ずつぐらい下げていくことで、かなり会

社としての自主計画の策定が容易になるのではないかなと。逆に言うと、取り込みやすくなる、本当に削減が具体的に進みやすいのではないかなということを考えて、私はつまり社員一人ひとりの協力をお願いするというようなやり方よりも、もっとこっちの方が効果があるかなと思って、ここの中に入れてもらいたいかたがでしようかというのを出したんです。どうですか。

橋爪委員

会社側から言いますと、非常にこれ重い問題だと思って、課題だと思っています。言っていることはわかりますけれども、従業員の通勤手段について、長野県でも都市部と農村地帯と、そうするとやっぱり工場が非常に、誘致という形でかなりカントリーサイドと言っはいけないですが、そういうところにどんどん動いてきていると。そういう中で、公共の交通機関がかなり、やはりマイカー通勤が増えることによって少なくなっている。

これやはり会社でやれと言われちゃうと非常に大きな課題になってきて、やりやすい事業所と、そうでない事業所とがあると思っています。そこら辺のところはよく、言っている趣旨はよくわかりますけれども、それと従業員のやっぱりこの行き帰りの生活についてかなり規制をするような、例えばマイカー通勤をやめて云々といった場合に規制するような形になりますので、そこら辺のところも大変つらいなと思っています。

企業として見れば、自分の商品の輸送のためのグリーン輸送、いわゆるそういうことについてはいろいろ考えられるんです。非常に従業員については、従業員の通勤手段に対して固定をするということについては、非常に残念ながら事業所の方だとか、その会社の事業形態によって変わってくると。

我々のところを言いますと、海外の事業所と電話で会議をやる、何時に会議をやるというふうになっていると、かなり時間帯をフレックスにやったりいろいろしながらやっているとか、そういうところがあるので。どの程度そういうことができるのかというのは研究しなきゃいけないと思いますけれども。

非常に我々もまとめてつかんでいかなきゃいけないというのも事実だと思いますけれども、非常に重い課題です、正直言いますと、条例にされちゃいますと、非常につらいですね。

高木委員長

要するに、それを対策に入れなさいと言っているんじゃないかと、入れることができるよというような言い方はできないですか。つまり、それを入れると比較的に削減できるところは入れればいいし、それを、今、橋爪さんがおっしゃったみたいに、例えばカントリーサイドにあってうちはちょっと無理だよというところは、自主的なエネルギー削減を別途考えていただくという、選択肢が広がるという意味では、可能性はあるのではないかなという気が私はしていたんですが。

どこの会社もマイカー通勤を削減しなさいというんじゃないかと、マイカー通勤も会社のエネルギーの削減計画の中に入れてもいいよという言い方をできないかなというふうに、今、私の意見としては提案したつもりなんですけれども。

上條委員

あまり事情がよくわからない面もあるんですけども、大胆に言うならば、双方の意見ともそれぞれよくわかると。ただやっぱりマイカーは触れないわけにはいかないんじゃないかと、何らかの意味で。要するに、長野県はやっぱり通勤でかなりガスを出しているという面があるんじゃないかと、だか

らそこを放置しておくというのめやっぱり片手落ちのような気もするんですね。

それで、さっきから非常にずい言い方かもしれないけれども、努めなければならぬというそういう努力目標型の、法的な義務とは言えませんが、努力義務ですので、真摯条項みたいな、その効力は非常にないに等しいような形なんですけれども。そういうことででも入れて自覚を促すというような、自覚に任せる部分ですね、法的な規制は全く、法的な規制力は全くないんですけれども、そういうような形で、やはり項目としては挙げておく価値はあるんじゃないかと。あとやっていただくのは本当にもうそれぞれ各企業の努力次第ですけれども。そういう形でやっぱり長野県の条例という形である以上、やっぱりマイカーの問題は置いておけないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、マイカー通勤の問題は。

だから、非常にずい言い方かもしれないけれども、そういう努めなければならぬというような形で、条項としては入れておくというような形も考えられるんじゃないかと。ちょっとそれだと委員長としては、それではちょっと切ないかもしれませんが、そういうような形でどうかと思いますが。

岡本委員

意見のようになってしまいうんですけれども、橋爪さんのところのような大きな会社、県内で最もそういうことを関心を持って積極的にやっておられる会社だから、優等生の会社を対象にして考えたときに、それがまた当てはまってくるかどうかということはあるんでしょうけれども、通勤バスみたいなものというのは今走っていますか。

橋爪委員

走っている事業所と走っていない事業所と、最寄りのJRの駅から事業所までやっている事業所と、そうでない事業所とあります。

岡本委員

これをどういうふうに書き込んでいくかというのは、またアイデアということになると思うんですけれども。例えば会社の看板がバスの横にでかでかと書いてある会社の通勤バスを、それは朝と夕方、自社の社員を運ぶために動かしながら、昼間のあいている時間に町中を走り回ったら、これ看板を背負って走るわけですからいいPRになるかと思うんですね。こういうものを各市町村が地域の公共交通として取り入れていくと、看板をつけたまま。そうすると、企業は要するに福祉バスのようなものを、親切なことをしながら町中を走って、この会社は地域に貢献しているなという宣伝になるわけだし、あるいは、市町村の方はバスを新しく購入しないで、そういう事業ができるというふうなメリットもあるかと思うんで。いろいろな工夫をしていながら、こういった項目をうまく取り入れていかれたらいいのかなというふうにちょっと思います。

橋爪委員

私、マイカー通勤、これ産業部門というか、企業主導でやるのか、一市民として、いわゆる県民が通勤手段を、いわゆる移動手段をどのようなことでやるのかという、その2つの観点があるんじゃないかなと。

企業について言えば、企業はこころの辺のところは非常に難しい問題があるというのは、あんまりいろいろ従業員の通勤手段に対して、ある選択肢の中でやっぱり従業員がそれを選択をするという形が、やはり今の我々の社会じゃないかなと。その基本を崩してしまうということになるといけないから、

努めなければいけないというか、そういう気持ちのことはいいと思いますけれども。もう少し違うところで、いわゆる県民の移動手段とかそういうものについて、何かいろいろなことでの、マイカー通勤とか、マイカーの買い物とか、マイカーでの移動とっていいか、そういうことについて何か考えていただきたいなど。県民というか、従業員なんですけれども、そういうところで考えるという。

企業の部門であると、どちらかと言うと、努めるぐらいしか実はできないんじゃないかなという、従業員に対してそういうことでぜひ協力をさせていただきたいというのが限度で、それ以上をいろいろやってしまうと、先ほどの条例云々というところに入ってきちゃうかなと思いますので、そんなふうに思います。

高木委員長

では、川妻委員さんからの意見をいただいて、若干今の議論の中には乗せてきたので、一応今後も検討させていただくところには入れておいていただくということで。ずっとここだけにこだわっているわけにはいきませんので、進めたいと思います。

運輸部門です。運輸部門ではいろいろあるわけですが、マイカー通勤の削減というのは下の方に、その他のところにもあります。まず最初に、さっきの産業部門の何ki / 年以上と同じ意味での、大口の自動車保有者に対する使用合理化計画というところから始まっているわけですが。

いかがでしょうか、どうでしょうか、このページまでやりましょうか。マイカー通勤までで行きましょうか、公共交通と自転車はちょっと一気にやってしまうと広がり過ぎて大変なので、大口からマイカー通勤の削減までのところではいかがですか。

川妻委員

質問ですけれども、せっかく事務局が、大口自動車保有者の自動車使用合理化計画を提案してくれたので、この趣旨が非常に、可能性というのをちょっと述べていただきたいんですが。私もこれ、抜けていたなと思っていました。

木曾課長

参考資料として配りました、先ほどの「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正する法律案」というところ、2ページでございます。

実はこの法律の中で、運輸の横に括弧して（新設）として書いてございまして。運輸部門として、かなり大きなところについてはそういう計画を策定していくというようなことと、計画の策定、それから定期的な報告というようなことが義務づけられるようでございます。

ただ、この中には、先ほど言ったような工場・事業場という第一種、二種というような何ki / 年とか云々という施設規模、事業場規模についてのところはまだ全く不明でございます。ですから、そういう意味では、国の法律がある程度大きいところをねらったとすると、裾切りをもう少し下げてやるというようなところで、先ほどの工場・事業場のレベルと同じような取り扱いができるのではないかとということと、それから、各県で、岩手県、東京都、愛知県、滋賀県、広島県あたりで、この辺の考え方を条例の中で取り入れているということで、挙げさせていただいております。

川妻委員

この合理化の中身は・・・台数を減らせと、そういうことなのか。

木曾課長

運行計画の中で、全体の、運輸に関わっている車の台数を減らすとか、それから、空車を走らせないような合理化をしていくとか、または省エネ車を優先的に導入していくとか、そういうことになります。

高木委員長

たぶん具体的に、非常に具体的なことになると、ちょっとまだよく見えていないという部分でもあろうかとは思いますが。大口自動車の保有者に対する使用合理化計画というのはどうなんでしょうか、皆さん。これはやっぱりほかの、上の項目と同じように考えていけば、当然入っていくべき項目ではあるという認識でいけるのではないかと思います。

宮本委員

私たち市民、県民として、こういう計画の届出義務とかが出ても、一般県民はあまり知らないわけですよ。ですから、やっぱりこれは、例えば低公害車の導入とありますけれども、これはここでこれくらいやっていますよという公表の方法を考えていただければとても効果が上がるかなと思います。メディアを使って、啓発の意味も込めてやっていただけたらいいかと、そういう文言が入ればいいなと思っています。

高木委員長

我々消費者にとっては、A運輸でもB運輸でもどこでもいいわけで。A運輸はあまり熱心ではないけれども、B運輸は非常に頑張っているぞ、という意識があれば、B運輸にお願いしようという気持ちが生じるということですね。

上條委員

事務局の方から言われたのは、この3ページの資料として、省エネ法の3ページの運輸というところに、第五十五条というのがあるじゃないですか。特定貨物輸送事業者は・・・ということで、その2行目から3行目にかけて、その五十二条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化の目標に関し、当該指定に係る貨物輸送区分ごとに、ちょっとわからないけれども、その達成のために中長期的な計画を作成し国土交通大臣に提出しなければならないと、こういうようなイメージを持っているということですか。

それから、その下に、定期の報告ということで第五十六条、これも特定貨物輸送事業者はということで、何か国土交通大臣に報告しなければいけないと、そのエネルギーの使用についての合理化のために必要な措置の実施の状況などを報告しなければいけないと、こういうことがあるんだけど、こういうようなイメージで、どういうふうにエネルギーを使うのか、要するにガソリンをどうやって減らすのかと、こういうことだと思いますけれども。そういうものを届出させると、こういうイメージなんですね。それで、これ(新設)と書いてあるんですけども。3ページの運輸のところ、(新設)と書いてありますでしょう。これは、改正法で新設されたというそういう趣旨ですか。まだ、今国会で今改正の案が出ていて、改正されるかどうかという、ちょっとどうなるかわかりませんが、今国会。

それで、こういうようなイメージを持っていると、こういうことですね。だったら、なかなかいい案じゃないかと思うんですけども。

木曾課長

今、ちょっと説明が漏れて申しわけなかったんですが、2ページはエポック的にまとめてありますが、3ページの中身は、条項等を抜いた中で、要点だけをまとめた中身になっておりましたので、2ページで、細かいところを

見たかったら3ページのその部分を見れば、かなり細かい部分まで見られるというふうな中身になっております。

川妻委員

ちょっと1点だけ、ここに関する事で。この2番目のところに、低公害車の導入というのがありますけれども。これはすぐにはできなくても、方向としては、率先、垂範で長野県が使う自動車についての燃料を変えるという方法で、今最近、上田だとかいくつかのところで菜種油ガスでディーゼルを動かすという、あれは私などもトラクターやコンバインやこれでやりたいわけなんで、そういうふうにしたいと思っているんですけども。

こういうものが目に見える形で動き出すと、町の中に動き出すと、だいぶ変わってくるはずなんですよ、やるなら私もやりたいと。近くで嗅いでも全然、てんぷら油のようなあの程度のおいで、決してそう不快なあれにならないという、そういうものを県として計画的に導入し、お金は多少かかるかもしれませんが、こういう事実を示していくというのが、やっぱりあり方としてはよいのではないかというふうに思います。

県の方も大型、大口自動車保有者でしょうから、そのあたりは少しご検討願いたいと思います。

高木委員長

大口自動車の保有者に対すると言うのは、今、議論に出ているようなことを踏まえながら、今後もぜひ積極的に入れていくというようなことでは、よろしいですね。

あとその下の部分ですが。アイドリング・ストップ関係のことがちょっと出ているんですが。アイドリング・ストップと省エネに関しては、エコドライブとなると、アイドリング・ストップというのは必ず出てくるんですが、この辺はどうなんでしょうか。

アイドリング・ストップというのは二種類の意味があって、運転中信号等で止まったときにアイドリング・ストップをしましよと、大型バスなんかはかなり積極的に導入している例が多いですよ。それと駐車しているときにはアイドリング・ストップをしましよという2つあります。よくコンビニの駐車場ではがらがら動いていますが、その二種類の意味があるかと思いません。

宮本委員

義務だとしますと、違反すると罰則を課されるんでしょうか。義務というのはちょっときついなと思いますけれども。

上條委員

してはならないと書いた場合に、義務づけなんですよけれども、違反した場合に、何ら法的効果が伴わないという義務づけもあるんですよ、してはならないと。だからその場合には、違反したとしても何にもペナルティがないから、法的義務があるとしてもやっぱり弱くなっちゃうので、非常に道義的なものになってしまうのかなという、そういう面もあるんですけど。

だから、してはならないというところに、さらに一番多いのは罰則です。懲役だとか罰金、これは一番刑事的なペナルティをつけるわけですから一番重いんですけど、そこまでいなくても、いろいろな、してはならないという場合の違反した場合に、一番重いのは、罰則として2番目に行政罰とか、あるいは注意するとかという何かいろいろなランクがあり得ると思って、だからそういうつけ方次第では義務づけの程度が重くなると思うんですよ、軽重があり得ると思うんですね。

だから、してはならないとして、さらにどうするかということまで議論していただく必要があって、だから、してはならないというのはイコール罰則だから、常に重くなってそれは大変だねということではないということなんです。さらにもっと軽くすれば、何々するように努めなければならないというと、それは法的な義務なんて伴わないから、真摯条項みたいなそういうものになってしまうわけですけども。

だからいろいろなものがあり得るので、どの辺に着地させるのがいいのかということも含めて検討したらいいんじゃないかと思えますけれども。

木曾課長

アイドリング・ストップについては、現在もどちらかということ、この動きが始まったのが、大気汚染防止の範疇から二酸化炭素、それからSO<sub>2</sub>等の有害物質をなるべく減らしていこうという中での動きの中で、運動として出てきておるところです。ですから、まさに運動でございまして、普及啓発の範疇で7月をアイドリング防止月間とかということに定めまして、駐車場でアイドリング、これ夏冬あわせて、このごろのバスが、そういう意味では構造的にもう窓が全く開かないというようなバス構造になっていますので、例えば善光寺等で駐車場で待っている場合には、アイドリングをしておかないと中が非常に高温になってしまうというそういう部分もあったり、それから駐車場で普通乗用車が待っていたり、それから冬の暖機運転ということですね。それから交差点での長期のときに切るというようなことなんです。

ただ、これ義務づけにして罰則をかけた場合に、果たしてこの規制という意味で、事実確認が非常に難しくなるという部分がありまして、今のがアイドリングなのかどうなのかと。駐車場でやっているのも含めて、その辺の事実確認の部分からすると、非常に難しい部分があるのかなというふうに思います。

高木委員長

どうでしょうか。全部後ろに回して行って、検討しようというふうには、少し残していてもしょうがないので、ある程度は切らなきゃいけないんですが。

アイドリング・ストップ自体はもう明らかにあまりに当たり前のことで、それを条例の中でわざわざ謳う必要があるのかという議論もあるし、その当たり前のことすら載っていない条例をつくるのかというようなものもあると思うので。どうしたらいいのか、私にも全然わからないんですけども。

たぶんエネルギー、CO<sub>2</sub>排出量あるいはガソリン消費量の中で、アイドリングの部分というのはそんなには多くはない。やっぱり動いているときに使っている量の方がはるかに多くて、もちろんみんな減らせれば、随分減ると言われればそのとおりなんです。

どうでしょうか。ちょっとだんだん焦っているの。

川妻委員

その辺、少し重点とあれを考えて進行をしてもらわないと、これは何時間あっても終わらないと思えますが。

高木委員長

たぶんそんなに重要事項ではないだろうとは思っているので、今後ここから全部はずしてしまう必要があるかどうかというのは、ちょっと私にもわからないんですが。

橋爪委員

非常に重要なことだと私は思っています。というのは、長野県に来たら、

みんなアイドリングをストップしているねと。長野県、信州は環境に進んでいるねという形で、やっぱりこれ一つシンボルの一つになるのではないかなと私は思いますので。これは、経済的にも大気の汚染についてもすべてにいいので、中で何かやったらどうかなと私は思います。

高木委員長

では、特にこれはずした方がいいという意見は特になくと思いますので、では一応これも残していこうということで進めさせていただきます。

その下の輸送に関する計画、これは大口自動車と似たようなもので、運輸業者に限った話ですよ。これ、法律的には輸送事業者の貨物の部分で似たような項目があるわけですね。

木曾課長

先ほどの2ページの、運輸のところの一番上ですけれども、運輸事業者ということで、運送事業者に対しまして、義務づけの内容が計画の策定と定期の報告ということです。ただこれに、どのぐらいの規模というところがまだ決まっていないという状況ですので、長野県の特性に合わせてその辺の裾切りを、先ほどの事業者と工場・事業場とリンクさせた形で設けていく方法があるかなというふうに思います。

高木委員長

橋爪委員のところでは、1,000万t km/年というような数字が出ていますが。それは・・・

橋爪委員

これは荷主に対して、それだけ荷を動かす人に対して、例えば我々のような企業に対しては、計画を出してもらいたいというのがあります。これは、先ほどで言いますと、2番目の荷主の義務の内容という形で、1,000万t km/年というのは一つありまして、これについて出していかなきゃいけないということで、我々もいわゆる責任者を決めて、ここにありますけれども、責任者を決めなさいと、省エネ責任者、貨物輸送における省エネ責任者の設置を、荷主なんだけれども決めなきゃいけないというのが、新しく今検討、今回提案されてきているものです。

高木委員長

この1,000万t km/年という数字そのものは、では国の方で一応進めている数字・・・

橋爪委員

数字です。これちょっと私どこから持ってきたんですけれども。それはそういうふうに、ちょっとわかりません、具体的な数字がもう出ていると思います。

高木委員長

ということは、県の数字としては、これをまた少し小さくすることもあり得るということでもいいわけですね。

いわゆる大口の、ということの一つの例であろうと思います。これは、ではそれで今後も検討していくということでもいいかと思います。

マイカー通勤の方なんです。マイカー通勤を自主的にというのは、いいというのはさっきからも出ているし、いろいろな形で出ていますが。これをどういうふうに取り込んでいくかという、細かい話はいくつも出ていますが、具体的にこれを条例の中で取り込むことができるのかどうかということについてのご意見を。

マイカー通勤の実態と、黒沼さんが今日いらっしゃらないので、マイカー



通勤の実態と排出量の把握というのは、ある一定以上の規模の会社に対してそれをやりなさいというのは、やってできないことはない。

たぶん長野県のエネルギー消費の中の20%ぐらいは、いわゆるマイカー通勤に使っているわけですから、マイカー通勤にかかわる項目が一切何も載っていない条例案というのは、何の意味があるのかというのは間違いなくそうなんですが。具体的に、では何を載せるかというのが非常に難しいことでもあるかと思うんですが。

宮本委員

一市民として、マイカー通勤税というのはちょっと行き過ぎかなと思うんですがいかがでしょうか。マイカー通勤税というのを導入してほしいと思うんですけども。一市民として考えて、何かきついお達しかもしれないと思うんですけども。

木曾課長

今、税の話が出てきたので、この条例全体に含めてかかわってくる部分がございます。皆さんご存知のとおり、税については現在国レベルで環境税の導入が議論されておるところです。この環境税については、多くの皆さんが提案している税と同様に、地球温暖化対策を講ずるための財源となることが予測はされているところですが。この導入に対しましては、国レベルでは多くの反対が出ているということです。京都議定書の目標達成計画では、これらに関する記述は国民、事業者など、理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であるというようなことを言っております。

そういう中で、まず税の問題につきましては、この環境税に関する議論の行く末を見守りたいというふうに、事務局の方としては考えておるわけでございます。次に、独自の課税ということでも、ご意見が多いわけでございますけれども。ガソリンや自動車などへのさらなる課税につきましては、課税の客体、県民になろうかと思えますけれども、この把握、または新たな徴税システムの構築、県民への制度理解、それから実施に至るまでには、国と同様に、それぞれに多くの難題の解決が必要となってくるというような状況でございます。

このような状況を考えますと、本検討会では、税制検討会ではないという部分、それから対策を講じるための財源調達的手段として、税の検討については、改めて他の機会に譲りまして、条例には税などを、こうした事業を実施するための財源調達のための仕組みを検討するというようなことで、文言を盛り込むような形で担保するというようなことでいかないと、実はスケジュール的にはそういう意味では、ある意味では全く間に合わないというようなことになりますので。

先ほど申し上げましたように、税等こうした事業を実施するための財源調達のための仕組みを検討することを条例の中に一文謳って、今後の課題としてやっていくということではいかがでしょうかというのが、ちょっと事務局からの提案でございます。

高木委員長

今の、要するに税金の部分に関しては、来年の春までにはそれをまとめていくのはちょっと無理だろうということで、その部分は、全く触れないわけにもいかないから書くけれども、具体的なものは載せないでいきたいという意見。かなり重要な意見で、お考えで、これをお二人の方がいらっしゃらないのに決めちゃっていいのかなという部分もあるんですが。どうでしょうか

か。

岡本委員

今、宮本さんの方から、マイカー通勤に対する税というのは行き過ぎではないかという話で税の問題になって、今事務局の方からご説明いただいたのは、そこを切り口にしながら、税というものの全般に関して、今回の条例の中では先送りするとふうなご意見のように聞きましたけれども、そういうことですよね。

ちょっと結論が早過ぎるのかなというふうに今思っています。できる、できないと、時間の問題ということは当然考慮しなければいけないんですが、後半のところでは24時間営業に関する制限のところでは、私は深夜環境税というようなことをちょっとご提案をしています。これも必ずしも税金で、こういったライフスタイルの変更というのを進めていく手法が、税金だけというふうには限らないんですけども、あるいはほかにどんなすばらしい手立てがあるのかなというふうな構想をする、またその項目のところでは少し、次点で税を含めて環境対策ということを合流しておいてほしいというふうに思います。

高木委員長

このマイカー通勤税というのはあまり聞きなれない言葉でもあるし、確かに違和感があるというようなことはわかります。ただ、だから税金の問題は一気にここでやめましょうというにはちょっと早いという意見がありましたので。では、マイカー通勤税をぜひ導入したいという意見は、ここでは特にないので、それは骨子からはずしてもいいとは思いますが、税金そのものを全部ここからはずすというのに関しては今異論も出ていますので、それはちょっと、もうちょっと待ってくれということで進めます。でないと進みませんので。

事務局から出ている21番目の一定要件を満たす事業所にマイカー通勤に伴う云々というのは、私の出している10番のところとほとんど内容的には近いものがありますので、今さっき一応これからもという話になっていますので。どっちに載せるかというのは別として、一応検討項目には入っているだろうと思います。

20番の黒沼さんのあれに関しても、基本的には同じであろうと思います。一人だけの会社に対してもそれを課すのかということ、さすがにそうではないだろうと思いますので。そういう意味では、マイカー通勤のところでは、何らかの計画を作成してもらわないのかということのは、今後検討していくということで、次に進みたいと思いますが、どうでしょうか。

岡本委員

一つだけ手短にお話します。さっき会社の看板をつけた車を福祉バスで使うというふうなアイデアを申し上げましたけれども、同じように、これもずっと昔からの懸案事項であったような、要するにマイカー通勤をやりますよ、あるいはやらないと罰則を与えますよというか、どういうふうなそこを書くかは別にして、その後半の部分は避けたいというのは私も同意見でそんなにあれなんですけれども。

ただ、アイデアと手法と、それに対する手当てというものを十分に用意した上でやってくださいというふうに導くということは必要だろうし、これは長野県だけでなく、どこも非常にここが大切なポイントだというふうに認識をしながら、なかなかうまく手立てがないということなので、長野県で大きい苦しんでいい答えを出していくということは、全国の温暖化対策のため

にも役に立つというふうに思っていますので。

再三問題になっている労災不備の点や何かも、何かあったときには、それを県が補填できるような制度をつくるとか、カバーできるような仕組みをつかって、ぜひやってくださいというふうなお願いをするというふうな形でまとめられたらいいかなというふうに思っています。

高木委員長

今おっしゃっていたのは、2ページ目以降の公共交通機関とか自転車を利用しやすいということと結びつくという話でありまして。今の現状をだいたいマイカー通勤をばっさりやめなさいと言っても、なかなか現実には対応できない。だからそれを代わる手段として、公共交通をどういうふうに促進していくのかというようなものがあつた上で、マイカー通勤を少しずつ、いきなり削るのではなくて、シーソーがこっちへ、自動車の方へ傾き過ぎているのを少しずつ平らにしていこうというような意味での話です。

運輸部門の続きで、公共交通機関のという話になっていくわけですが。基本的に、公共交通機関の利用促進・改善ということ自体に対しては特に何も問題がないことでしょう。それを、では我々のこの条例の中でどういうふうに取り扱っていくのかというのがすごく難しい分野だろうと思います。

川妻委員

つたない意見なんですけれども。私が週1度行っている長野大学の学生の意見を聞いても、学生の半分ぐらいは車通勤をしているんですけれども、あとは歩いたり、自転車なんかですけれども。一様に言うのは、別所線としなの鉄道の接続の悪さが非常に不便で、これでそっちを入れかえろと言っても、そう簡単にはいかないという意見が非常に強いんですね。結局それぞれの事業所は、もうしなの鉄道だけではなくて、どこでももう大変な赤字が経営困難で四苦八苦しなから何とか維持している、あるいはこれから廃線になってくるかもしれないというようなことがあって、公共交通は苦境に陥っているわけなんですけれども。

一つの事業所だけで、事業所自身の自己努力は当然必要なんですけれども、やっぱり一つだけで成り立たせるといのは無理で、やはりそれは連携して長野県、あるいはもっと広く公共交通が協力体制と言いますか、共同事業体制をもっと強化しないと、やっぱり客を引きつけることはできないんじゃないかと思うんですね、お客というか利用者を。

私もそういう、よく調べているわけじゃないんですけれども、ヨーロッパの都市の公共交通の促進は、各事業所がもうバスから、路面電車から、高速バスから、何から一緒になって一つの事業体をつかって、もう徹底して共通の定期券をつくったり、サービスを向上させたり、連携をしたりして、一つの事業所のような部分を非常につくることによって、利用者がやっぱり車よりもこっちの方が便利だということになったような状態をつくり上げて、車から公共交通へのシフトをしているんですね。

そういう点から考えると、長野県はこれからもっと、長野県をもっと回遊したりいろいろなところをつなぐものを、公共交通が1個1個ではなくて、事業者が協力して、どうやってその機構を立ち上げて強化していくのかということにかかっているんじゃないかと思うんですよ。それは、ちょっと聞くところによると、いろいろそういう試みはされているようだけれども、なかなか成果は上がっていないと。それぞれの事業所の温度差というか、姿勢も、もちろん事業体ですから違うでしょうけれども、それらを束ねてやっていくことに、ぜひ県の方が力を入れてほしいと思うし、この条例の一つの重要事

項の中にも、そういうことをどういうふうに織り込むか、まだちょっとよくわかっておりませんが、形にしないと、やっぱり県民は、マイカーについてあれこれ言うだけでは納得できないんじゃないかというふうに思うんですね。そこを少しアップするようなことを、ぜひ検討しなきゃいけないと思います。

高木委員長

県の仕事として広域なという話があったので、公共交通の事業所というのは、広域という考えでほぼいいのかなというふうな気がしますので。ひょっとすると県の仕事なのかもしれない。あるいは、黒沼委員の意見では、いっそ市町村へ貸しちゃった方がいいというような話も書いてあるんですが。

たぶんおっしゃっている中身は同じで、一事業所、一つの会社だけが頑張れといくら言ってもしょうがないでしょうという話だろうと思います。それを、いかに県なり市町村がバックアップの体制をつくってあげるのかというようなことが重要ですよという意味、ご意見だろうと思います。

そのことに関しては、では何らかの形で条例の中で考えていくというようなことでよろしいでしょうか。

宮本委員

忙しいときに余談ですみませんが、28番の川妻先生の、協力機構ということに本当に賛成、これは県で取り組んでいただきたいと思います。

私は上山田に住んでいるんですが、戸倉駅から電車で東京へ行くのに、朝9時前は切符を売ってくれないんですね、東京までは、だから何回も買うように、上田までしか買えないから何回も買うようになって、結局ラッシュにかかったりして、ぎりぎりの乗り降りをしているんですけれども、そういう一つの点をとっても、だれにそれを訴えていいかわからなくて今までいららしていましたが、細かい、些細なことかもしれませんが、やっぱりJRと第三セクターでは、何かがあるんだと感じていました。

高木委員長

なるべくそういうような不便をなくしていこうということ自体は、全くそのとおりでありますので。では、黒沼委員の市町村営化というのは、ちょっと言葉はかなり激しい言葉でちょっとあれですが、言っている意味は、たぶん27番の公共交通協力機構というようなことだろうと思いますので、そんなようなことで話をしていこうと思います。

あと、諏訪委員からは、31番の、一番下のところですね。この辺についてもぜひ検討していきたいというようなことの意味をいただいております。これはそういうところでしょうか。

川妻委員

それは全国市長会の提言の方にも入っていますし、既にもう言うまでもないんですけれども、公共交通機関とパークアンドライドの設備の設置ということで、マイカーを途中主要な駅まで来て、そこからあと交通で市街地へ乗り込まないというふうな、そういうもののうまくシステムができれば、だいぶ違うんで、それが必要なんじゃないかと。

それからちょっとついでに、上田の市内では、ある地域が独自に循環バスを走らせるという計画が今もって今試行しているんです。住民の足をマイカーではなくて、地域で共同して管理していこうという動きがあるもので、そういうことも大いに少し広めていくと、車依存からだんだん変わってくるんじゃないかというところもよく見ておく必要があるんじゃないかと思います。

高木委員長

だいたい今言ったようなところで、28番あるいは31番、26番のTDMの、この条例の中で市町村に対して、こういうふうにしてくださいよというのを、どこまで言っているのかというのがまだよくわかっていないんですが。さっきの川妻委員の最初の説明からすると、市町村に対してこういうふうにしなさいよということは言えないよという話ですよ。

26番の黒沼委員のTDMの、要するに、交通需要をどうやって抑制していくかという政策を、という話を県がやるというのはなかなか難しい話で、もっと中心市街地みたいな話になることが必要ですから、どうしましょうか。では、今日は黒沼委員が来ていないので、26、28、31番あたりを軸に、この公共交通の部分を考えていこうというようことで進めてさせていただきたいと思います。

木曾課長

今、条例に盛り込む項目と、施策の部分での振り分けをしていかなきゃいけないという作業の中で、条例の中で、今、言ったパークアンドライドとか、いろいろな交通政策があるわけですね。今、言ったような地域ごとにそういうものをつくったらいいんじゃないとか、今、話が出ている公共交通協力機構ですか、これも一つの条例で決めるというよりも施策の中で盛り込んでいく中身になるかと思えますけれども。

その辺は、どの辺をどんな形で、例えば項目のところ、公共交通機関で利用促進の改善みたいな大きくくりで拳がっているとすればまだあれですが、一つのそういう政策の部分まで細かに盛り込んでいくと、交通政策というのはもう膨大な量になっていってしまうというところがあるんで。その辺のふり分けというか、その辺の考え方をちょっとまとめていただければ、非常にありがたいかなというふうに思うんですけども。

高木委員長

どういたしましょうか、たぶん今、多くの委員の方は、条例としてどうこうというふうに考えているのではなくて、その条例の中にこういうことを検討して、場合によってはそれが施策になったり、規則になったりするのはいかまわないという前提のもとに、お話をされているのではないかとこのように考えているんですけども、それはまずよろしいですか。

川妻委員

この温暖化検討との関連で言えばやはり当然出てきて、これまでも議論はされたように、マイカーや車に依存した形から変えていくという、なるべく公共機関を充実させることがやっぱり温暖化対策の点でも必要だということであると、その点を、ただ規制策をするだけではなくて、公共交通を担っている事業者に対しても、温暖化対策の点から事業者の連携をして、公共交通をいっそう充実させるということが、温暖化対策の点からも重要な義務というか責任というか、社会の責任としてあるということ、ちょっとどういう形になるかは別にしても、何らかの形で触れていくというのは、交通政策全般の柱を立てるといふのは違った角度から示せるのではないかとこのように思っています。

高木委員長

どうでしょうか、委員の方は、特にどうしてもこれを条例の中でこれを扱うとかということまでは、今、踏み込んで考えていないという現状なんです。今、そこまで踏み込んで決めなければいけないということではないですよ、いいですよ。

だから、事務局サイドとして、今出ているのの中で、ここは条例には無理だよというのは、また次の機会で、これはここに、規則に入れたいとかというようなことを、ある程度示していただければいいかと思いますので。

では、進めてよろしいでしょうか。まだ2ページ目をやっていて、裏がいっぱいあるので、ちょっとどうにもならなくて飛ばしたいんですが。では頑張るということでもよろしいですか。では自転車、運輸まで終わったら休憩にしましょうか。

自転車の話です。いろいろなあれがあって、32番、33番のあたりは当然当たり前のこととか、ぜひにというふうには書いてあるわけですが、具体性がなかなかない話になってしまっていて。それがわかっていたので、逆に37、38番で、私は非常に具体的な数字を入れた方がいいかなと思って書いたわけですけども。

32、33番のあたりというのは、自転車道の長野モデル化、そのこと自体はよくわかるんですが。具体的であまりなくて、というか自転車を利用しやすい街づくりというので具体策というのは非常に難しいんですか。

川妻委員

中身としてはやっぱり市町村の仕事ですね。特に山間地は、山坂のところはちょっと難しいことがあるかと思いますが、都市の、比較的平坦地が確保されているようなところでの、都市の政策として先行して進めると。それを全県的になるべくうまくつながるように進めるといふ、そのあたりの少し工夫なんじゃないかと思うんですね。この全国紹介のあれの中にも、やはり温暖化対策のものには地域地域で違いがあるので、山間地から東から相当面積がある長野県で、一律に自転車が乗りやすい街づくりというのをやるのは、実際には難しいものだと思うんです。

ただ方向として、非常に今度の場合、これは割に親しみやすくやれる、やりやすいというよりも重要な意義があるので、少しそこら辺を工夫をして、もう一度自転車あるいは歩行というものを再認識するというのは、県民の声としては相当高いんじゃないかと思うんです。そこは少し工夫しながら、都市、市町村との全県でこのことを進めていくということ、具体的に条例でこの細かなことをこの中に盛り込むというのは、県のレベルではちょっと難しいというように思います。

高木委員長

そのものとしては、34番の意見のような感じで進めるしかないのかなということですよ。

川妻委員

ただ、それを誘導するために県が何か施策を、コモンズではないけれども、いろいろな形でやるというのは大いにいいことだと思いますが。

高木委員長

ではそういうところで、市町村が主に担うべき役割なので、その34番の意見のあたりを中心に、今後もし条例の中に載せられるのか、それとも条例の中は単なる言葉だけで、もうちょっと細かいところで載せていくのかということを検討していくということで。

その他です。税金の話がかなり上の方では出ています。

宮本委員

質問ですけども、49番のトップランナー基準というのは、自動車にもあるんでしょうか、お聞きしたいんですけども。

木曾課長 省エネ車、例えば個々のあれでいけば、いろいろなトヨタとか何かで出していますけれども、ハイブリッド車とかそういうものの中でトップランナー基準というのがあるようです。

省エネ機器と同じような取り決めの中で、そういうトップランナーの省エネ車というものが規定されていると。

高木委員長 星3つ、2つとか、あれとは別ですか。

木曾課長 星3つ、2つのあれは、主には大気汚染防止の観点からの有害物質の排出量を3つ星、4つ星までですか、やっております。省エネの度合いがリッターあたりどのぐらい走るとか、そういう部分での3つ星ではないですね。

高木委員長 でも、いずれにしろその基準そのものはあるんだということで。

宮本委員 これがよくわからなくて、本当にどの車で走ったら、本当に環境に優しいのかというのがわかるようでいてわからないのが、私たち市民の現実だと思うんですが。何かそれをまたひっくるめて、何かこうなんだという話とか、何か資料があればいいなと思いました。

高木委員長 燃費だけに関して言えば、どこでも今は、自動車のデータとして燃費の基準の計算法は出ていますよね、リッター何キロというのは、たぶんすべての車が。あとさらに何ccから何ccのこういう車だったら、こういう車がトップランナーだよという基準を示せばいいということでしょうか。

宮本委員 そうですね、具体的にはあれば・・・

事務局 国土交通省の方でもうオープンになって出ていまして、ですから、早い話が電化製品と同じように、排出基準プラス5%とかという形で、車種なんかについても出ています。ですから、宮本委員言われたように、冷蔵庫とかと同じイメージでいていただいて結構だと思います。各メーカーのどのぐらいのレベルにいったものについてはトップランナーと、一般的に言われているという形になっていまして、京都議定書の目標達成計画の中でも、ハイブリッドみたいな仕組みのものと、一般的な仕組みで低燃費のものとそれは分けてトップランナー製品はどのぐらいの排出目標と、ハイブリッド等の低公害の部分についてはどのぐらいの目標と、そういう分けで全部出ておりますので。ですから、具体的なものはまた今ちょっと言っていますので、国土交通省のホームページからも拾えます。

高木委員長 よろしいですか、ではそれは。あと運輸部門のところでいかがでしょうか。諏訪委員さんからは、40番と42番のところをぜひ進めてほしいというような意見をいただいています。税金の話ですね。

どうしましょう、ずっと皆さんに黙られてしまうとどうしようもないんですが。一応40番、42番はぜひ進めるという委員さんがいますので、考えていくということ。それ以外にこの中で取り上げていった方がいいというのは、今、質問としては49番の話が出ましたけれども、意見としてはどうなんでしょうか。特にいいんでしょうか。

宮本委員

48番の説明義務というのも、できれば啓発の意味も込めて入れていただけたらと思うんですけども。

高木委員長

では48番。40、42、48番を軸に進めていくということによろしいでしょうか。

では、皆さんくたびれてきて、少し意見がとどまっているみたいなので、何分休みますか。今3時ですので、5分でいいですか、では5分で。すみません、5分間だけです。

(休憩後)

高木委員長

よろしいでしょう。そろそろ時間になりました。再開をさせていただきます。

ちょっとこのままでは予定の議事を終えることができそうもないので少しペースの配分を変えたいという提案をさせていただきたいと思います。

これまで割と一つひとつ丁寧にやったんですが、とてもこのままでは無理なので、ページごとにぱっきり切って、とりあえずどの項目だけは欠かさないう進めたいよという意見をいただいたものを中心に、今後検討していくという、特に皆さんからの意見がないものに関しては、ある程度切っていくというふうにせざるを得ないだろうと思います。皆さん、読んできていただいていると思いますので、かなりページごとに切るといって、乱暴なやり方で申しわけないんですが、進めさせていただきます。

それから、運輸に関するところで、税務の方からちょっと説明をしたいというあれをいただいておりますので、その説明を先にさせていただきます。

税務課

税務課、池原と申します。

3ページの42番、自動車には環境税をかけ、燃料効率の悪い車や大型車には課税を重くするというご提案がございまして、現在これ一部実施されております。ディーゼル車につきましては、新車登録から11年を超えたもの、それからガソリン車につきましては、新車登録から13年を超えたものにつきましては、10%の自動車税の重課ということになっております。

それから、先ほどトップランナーという話がありまして、その逆としまして、4つ星、3つ星のついている車で、なおかつ平成22年基準の燃費を達成している車につきましては、逆に自動車税を1年間に限って免除する、あるいは軽くするという制度が平成14年から、重課についても平成14年から行われております。以上です。

高木委員長

自動車税の中で課税を重くしたり、軽くしたりというようなことの対象はできているということですね。よろしいでしょうか。

上條委員

税金のことでいいですか。CO<sub>2</sub>の削減に関する各地の条例で、税金をもって規制をしているというような、そういう例があったらご紹介いただきたいというふうに思います。それから、確か東京都がディーゼル、東京都はディーゼル自動車の都内への流入を防ぐために、東京都独自の税金をかけるなんということもありましたから、可能かなとは思うんですけども、昔ありましたよね、数年前に。だから、税金によって規制をするということは、可能性としてはあるとは思うんですけども。それは、各地でどのような、そう



いう税金でそういう規制をしているのかということが、もしわかりましたら参考になると思うので。今日答えられなかったら、また次回でもいいと思うんですけども。

税金というのはやっぱり魅力的だけど、県民の権利を制限するとして非常に効果も大きいもので、各地の実情を見ながらやっぱり考えていく必要もあると思うので、ちょっとそれはもし分かったら教えてもらいたい。それは次回でもいいですが。

木曾課長

後ほど調べさせていただいて。それから東京都のディーゼル規制は、排ガスに対する黒鉛の規制をかけて、それを抑え込むための設備、装置をつけなさいということの義務付けまでです。税制の方は踏み込んでおりません。

高木委員長

では、今のは宿題ということでお願いします。

では、元の議論に戻らせていただきます。民生部門です。とりあえず3ページの民生部門について、ここはぜひにというようなところをお願いいたします。

宮本委員

51、それから54番ですけども、努力義務ではなくて、ぜひ義務としていただいてもいいのではないかと思うんですが。

高木委員長

51、54番に関しては義務としてやりたいという意見。55番というのは、省エネラベルの表示というのは、これ義務付けられてはいないんでしょうか。義務付けられていないんですね、これ、考えてみたら。

木曾課長

東京都の方で一定規模以上の販売店には義務付けがされております。義務づけがされております。

高木委員長

この省エネラベルというのは全国の、長野県のものでしょうか。

木曾課長

東京都でやっているのは独自のラベルですが、これは京都以下うちの方も加わって、いくつかの自治体が共同してやっているシステムです。

高木委員長

長野県もそれに・・・

木曾課長

長野県も加わってやっております。

高木委員長

だから、これを載せることは何も問題ない話ですね。諏訪委員さんからは54、55番というお話であります。それをもっとみんなの目につくようにしよう。いつからやっているんですか。

木曾課長

昨年の夏からです。

高木委員長

あと51、54、55番のほかにはどうでしょうか。

川妻委員

そのあたりは、ちょっと販売店がそうということよりもメーカーの方に、これは橋爪さんの方にもちょっとお聞きしたいと思うんですけども。条例でどうできるかというのは、ちょっと別にしまして。省エネ、省エネ

と騒がれている割には、家電製品それもかなり規模が大きい家電製品でも、使用電力量、それからそれが金額にするとどのぐらいの金額になり、CO<sub>2</sub>はどのぐらい排出するというのが1個1個もう少し表示されていれば、1時間減らせばどのぐらい家計にとって得するか。あるいは地球上の温暖化にとってもプラスになるかということがわかるんですよ。

今、ひっくるめてなるべく省エネやろうとか、減らそうとか、コンセントを抜こうとかもとなかなかいかないの、もう少し進めるにはそういうことがもっとはっきり分かるようにすれば、これ1時間で得したと、あるいは、ただテレビをつけているのはやめようとかということになってくると思うんで、そのあたりの趣旨は、もう少しやってやらないと、そこら辺はやっぱりメーカーというか、生産者の責任ではないかというような気がすると思うんですが。

橋爪委員

その辺は計算して出している部分もありますので。むしろ私は生産者というよりも消費者への教育、教育なんていうことを言っはけませんけれども。こういうことをやっているのだからよという、我々メーカー側で今よくやっているのは経済産業省の団体、ライフサイクルアセスメント(Life Cycle Assessment : LCA)という形で、使用時もそうです、我々つくるときの環境負荷はどうで、使用時がどうだと、そういうデータを出しております。

それで、その辺のところは、トータルとして環境負荷を少なくなるよという形で、エコライフという形で、実はプリンターならプリンターの使用状態というのは、こういう条件で使ってこういうふうに廃棄してという、全部商品部に行って使い方を1点決めて、自動車の燃費と同じような形で、こういう形で使ったときに商品がどのぐらいになるというような形でやっておりますので。むしろまた今競争になっているのは、いわゆるコンセントを入れておいても、待機時の消費電力が相手より10分の1少ない、むしろそういうことに関心を持ってもらおうと、たぶんいろいろ出てくるんじゃないかと。

変な話ですと、商品の最初のパンフレットにはないんですけども、2枚、3枚めくっていったり、そういう情報を探そうとすると、企業ではほとんどのところはたぶん電気製品については出しているんじゃないかなと思います。普通の商品スペックと同じように、今、環境資料というのを出しておまして、それが消費のスペック用に、我々もお願いをしたいし、企業の中でもこういう仕事をやっていて、本当に商品に結びつく営業活動で、これをやったらやっぱり商品に結びつくというような方向に持っていけないといけないと思うのですね。

ぜひこんなようなことを、県も先ほどの環境ラベルじゃないんですけども、あの中にもエアコンを何年使うと、最初は5,000円なら高いけれども、トータル的に5年使うとコストも安くなるしということになるよと、ああいうような教育をできるだけやるようにしなきゃいけない。あとで出てくると思うんですが、我々企業人も学校に行ってもいいと思ひまして、その辺のところはかなりやっていけないといけないことじゃないかなと思っております。全くそのとおりだと思います。我々とすれば、それが消費に結びつくような形にして、企業の中も環境をやっている営業とギャップがだいぶあったんですけども、グリーン購入法ができてだいぶ進んでから、環境についてちゃんと営業が説明できないとだめだということがわかりましたので、そういうところまで来ているんですね。

もう一つ、やっぱり一般の民生の商品という場合に、ぜひそんなことのお

願いができたらなと思います。

高木委員長

51番の意見のあたりがきちんと乗っかってくれば、それは進むということですよ、きっとね。

宮本委員

私たち消費者と言いますか、市民がやっぱり一番、民生部門でしたら、企業に直接ではなくて、窓口はやっぱり家電販売店だと思うんですね。こちらの施策をやっていただきたいと思います。

高木委員長

では、この3ページの民生部門のところ、51、54、55番というのを軸に進めていくということになります。

だんだんスピードを上げないとどうしようもないので、4ページ目全部一気にいきます。何しろ全部で14ページです。

上の方はどちらかという、ある一定以上の規模の建物はそれなりに考えなさいよというのを義務付けようというのが一番上の方に来ていて、あと県産材の利用であるとか、冷暖房の温度の話だとか、雨水タンク、ヒートアイランド現象の話で緑化の話ですね。

川妻委員

今、言われた高木さんの64番のところはあれですか、この省エネ法の上乗せというか、強化の関係になるわけですね。

高木委員長

そうですね。

宮本委員

69番の義務化、28に義務化と書いてあるんですが、冬の温度もここへ・・・

高木委員長

冬の温度が入っているのが70番です。69番に夏しかないから・・・入れないとしょうがないかなと思って書いたのが70番です。28に義務化というのは正確にはうそで、28以上ですね、これは。下も当然18以下という意味だと、言葉は足りていますよね。

省エネ法の関係がありますので、63、64番のあたりはたぶんいずれにしろのっかってくるものだろうと思います。あと大きさの問題とかの問題はありますが。あとはどうでしょうか、意見がないと。

川妻委員

この74番は、市は、というのはちょっとこれは県の施策なもので。これを検討しろというのはちょっと、これが進むように、県としては市町村に協力していくというようなことになると思うんです。

高木委員長

それが載っかればいいんですよ、これは。環境は負担金がかかってくるから・・・

宮本委員

駐車場の緑化も屋上の緑化も、もし入れられたらすばらしいなと思います。

高木委員長

75、76番あたりの屋上緑化、74番の駐車場緑化、これを、文章はともかく、何らかの形で入れたいと。では、74、75、76番も前向きにということ。

岡本委員 黙っているとけ消されちゃうみたいですから言っておきます。自分の書いたもので66番。これちょっと初めての方は意味がわからないかもしれないけれども、県民計画のときに十分に議論して、計画の中に書いてあることです。水道凍結防止帯を使うと、たぶん極端な家は冬場の電気料金が1万、2万上がる家があるかと思います。

とにか、今回の温暖化対策というのは、何かをさせられて生活が不便になるというネガティブなイメージをとにかく払拭してほしいと思います。これから脱温暖化型社会というのは、より住みやすく、よりクリーンな社会に向かっていくんだと、そのためにできることを率先してやろうというスタンスからいった場合に、何の役にもたないエネルギー使用というのはまずリストラすべきなので、こんなことは、ここに書いてあるように建築確認のときにでもきちっと指導すればできることなんで、何も進んでいないように思うので、ぜひ条例に載せてほしいと思います。

高木委員長 66番。よろしいでしょうか、だいたいそのぐらいのところ。69、70番というのは、宮本委員さんは載せたいということの意見だったんですね。

宮本委員 そうです。

高木委員長 そうですね。以上・・・

宮本委員 すみません、民生で、自分で意見を出しておいて見忘れたんですが。一般市民向けの省エネルギー・・・62番です。すみません言い忘れましたが、何かこういうものがあればいいなと思うんですけども。

高木委員長 アドバイザーみたいなものをつくったらいかがということですね。

宮本委員 省エネ普及指導員というのは、(財)省エネルギーセンターの指導員の名前なんですけれども、こんなようなものがあればいいなというふうに。

高木委員長 温暖化防止活動推進委員よりも、もっと家庭に直に入ったというような、細かい指導ができるような人を育成したらいかがということですね。可能性はありますよね、当然。

宮本委員 企業向けにはエプソンさんを中心にやっています、省エネ何とか隊というのがありますがけれども、家庭にもあったらいいなと。

橋爪委員 長野県地球温暖化防止活動推進センターというのが、あそこに指導員がいましたよね。あの人たちは家庭のことをやってくれないんですか。できたら、そういうことも・・・

高木委員長 推進員ではなくて・・・

橋爪委員 ええ、環境保全協会が長野県地球温暖化防止活動推進センターをあれで・・・逆にそういうこと、今言ったようなところをやって、各ところで相談に乗るようにすればいいんじゃないかなと思いますけれども。

高木委員長

ただ、現実にはあれ100数十人しかいなくて、もう既に一応100数十人で打ちどめになっているので、100数十人で200万の何所帯でしょう、90より100万所帯ぐらいを受け持つのはあまりにも無理だから、もっと数を根本的に増やさないと、これはなかなかうまくいきませんが。

岡本委員

大切なことなだけけれども、ちょっと毛細血管の話をするよりも、動脈の話に行きましょう。

高木委員長

だけど、一応、宮本さんの方からこのことを考えたいということなんで、62番も入れておきます。4ページに関してはさっき言ったところです。5ページ、環境教育に関するところです。

橋爪委員

私、書いたので少し説明しないといけないなと思いますけれども。89番で、私、書いたんですけれども。環境教育というのを、必ず長野県の義務教育の各学年でしっかりやると。何年か経つと、そういう人たちが大人になっている、30年たてば実際にやると、そういう人がかなり増えてくるということで。この辺のところをまたよく、今の指導要領とかもいろいろよくわかりませんけれども、しっかりした教育を私はやっていただかなければいけないんじゃないかということで。

これ実は、Kids ISOと書いてありますけれども、それ。我々の会社がちょっとサポートしているんですけれども、家庭から出るごみだとか、電気量だとか、ガスだとか、そういうものを子供が主体になってデータをとって、1週間毎日どのぐらいだったか、朝起きたらメーターを見に行き、ガスのメーターを見るとき、廃棄物を出すときにはその重さを測るとか、そういうことをやって、家庭での環境負荷を下げていくというのを、子供たちの主体となってやるということで勧めているんですけれども。そういうことを、ぜひどこかで入れ込んでいったらいいかがかと。

ある意味でいうと、夏の何とか学習だとか、そういうところでやっていったらいいんじゃないかというのが、私どもの提案です。かなりこれは、変な話をすれば大人はもう仕方がない、頭でわかってても行動しないだけけれども、子供は頭でわかると行動するという、そういうこともありますし、同じ教育をやっばり何年、何十年も続けていくことによって、やっばり変えていくということしかないと思うんで。これはちょっと期間が長いですがけれども、これ一言では言えないんですけれども、環境教育のあり方について、小学校、中学校でかなりしっかりした形のものを長野県はやっていくということができるんじゃないかなと思いますので、そんな提案をさせていただきました。

高木委員長

小学校、中学校の環境教育というのに関しては、87、89、92番というようなところが、全くほとんど内容的には同じような内容の意見が出ております。何年でやるのかとか、どういう方法がいいのかということに関しては、たぶん条例の中で謳えるものでもないだろうと思いますので、環境教育は実際に進めていきたいというような意見で今後も検討していくと。具体的に何ができるのか、条例の中で、あるいは規則の中で何ができるのかというのはちょっと検討課題になってくると思います。

岡本委員

特に92番に書いてあるように、あとの自然エネルギーの普及のところと関係してくるんですけれども。環境教育と言ったときに、とにかく教科書で

環境を大切にしなければいけないということを教えるということじゃなくて、県民計画に書いてきたような、学校に自然エネルギーを取り入れるとか、そういうものを使って実験ができるとか、そういう現場にそういうものを普及していくということ、それから学校の木造化、ペレットストーブの導入、机・いすの木質化、そういうことを着実に実行するということ。

それから、それに関して各市町村に、学校で2009年までにどういうプログラムを持っているのかということと計画してもらおうということ。またそれを使った環境教育のマニュアルとか教科書部分とか、ビデオでもいいですし、そういうものとリンクしてやっていくというふうなことで、やりましょうというかけ声だけではなくて、具体的に進めていくということが重要だというふうに思います。

高木委員長

あまり時間がないんですけども、もう30分ぐらい・・・

川妻委員

この分野は実際始められると、ものすごく可能性があると思うんですよ。条例への提案だけではなくて、もっと慮りというか、こういうふうに進めるあれがあると思うんですよ。私は大学へ行ってエコロジカルライフというのをささやかながらやっているんですけども、一番反応があったのはあそこの大学生でなくて、小学校の5年生、6年生、東京で頼まれて農業と環境の話をしたんです。すごい反応があって、初めて聞いたと、土の中のこととか有機質のことなんかを、教科書の理科で習うのとは違って、どうやって植物がどう育成していくのか、水田はどうやってつくっていくのかと、いろいろな話をするとすごい反応があって、感想文もドットと来たぐらいでした。

このときにはぜひ、そういうふうにとやると、今、大変な現場にいる教育関係者が、今でも大変なのにさらに環境教育をやれやれと言うのかというふうになってしまうんですよ。先ほど岡本さんも言われたように、例えば今度これは農林水産業の担い手が学校現場に行くとか、それから製造現場にいるメーカーの人が、また環境と工業について話をするとか、いろいろな要素をうまく取り入れて、あるいはお年寄りが現場に行くとか。これをうまくやっていると、子供たち、あるいは先生からも反応があるでしょうし、またやっている側も非常に理解できるというか、やりがいが出てくるというようなことで、これを沸き起こってくれば、温暖化問題もぐっと進むというふうなことになっていくのではないかと思います。

条例の情報はちょっと別にしまして、考え方としてはかなりここをしっかりと入れると、可能性がぐっと広がってくると思います。

高木委員長

小学校、中学校等への環境教育を必ずやっというところを、条例の中に入れようということは、かなり皆さんから強く意見をいただきました。高校もですね。それに関しては、もう十分いただいたのでいいだろうと思いますので。あとは、例えば90番の諏訪さんの、教育関係者への問題をどうするのかということ。

それから96番とか、下の方で出ている交通環境教育を、今だれもどなたも言ってらっしゃらないんですが、交通環境教育というの必要なんでないかという意見に関してはどうでしょうか。交通安全ではなくて、交通の安全というより、交通がいかに環境に影響を与えているかというようなことを、きちんと入れていかなきゃいけないという意見です。

岡本委員

やっぱり、だから具体的には自転車通学を奨励とかは実際にしているんだろうし、それを大人の社会がどういうふうに手当てしていくかということが、そんなこと言たって自転車では危なくて来られないじゃないというふうに子供に言われたときに、それをどういうふうに大人の社会の市町村、県がそのことに対応していかれるかということが重要なんだと。

高木委員長

ここには書いていませんけれども、どうでしょうか。

川妻委員

どこかを削るというよりも、これらの中で絞り込んで一つの体系をつくるというか。

高木委員長

ではそういう言い方で。交通教育もある程度、交通環境教育も含めた環境教育というものをどこかで、県条例の中でも謳って考えていきたいなということ。

6ページ目です。24時間が出てきましたが、いかがでしょうか。

岡本委員

では最初に。これは一番最初のときからの提案で、何かうまい手立てはないかというふうに、おそらく県の県民計画をつくってから、県庁の中でも皆さんが知恵を絞られたんだろうと思うんですね。ただ、やっぱり営業店の制限ということになると、憲法論争までいくということがわかっている状態で、ただやみくもにそういう書くわけにはいかないという中でできる、どこまでできるだろうということなんで。これからまだ、時間がないとはいえ、最後の最後までそういう知恵を絞りながら、行けるところまで行くということを考えて行かなければならないだろうと。

これは、先ほどから川妻さんも何か意見を出された、全国市長会の方でもこういった提言がなされていて、あれば長野から発した24時間型社会への問題提起を、全国に波及してそれを受けとめて増幅したというふうに、私は解釈していますので。一番最初に投げかけた長野県は注目もされているし、あるいは責任もあるだろうというふうに思いますので。方法は課税であろうがなかろうがそれはいいと思うんですけれども、24時間型社会が変わっていくきっかけをつくる。あのときの長野県の条例がきっかけで、少し24時間型社会が変わってきたねと、のちのち理解されるようなものをつくりたいというふうに思っています。

とにかくこの条例の委員会を始めたこと自体が、要するに県民計画はできているけれども、ことが進んでいないというのが一番の前提条件だという話で。その理由の一つは、財政的にゆとりがないからものがつくれない。もう一つは、規制力もないから、県民の中に舞い込んで浸透していくことができないという、そういう環境の中でこの条例をつくるということまで来たわけなんで。あまり国がやっていることに上乗せとか、国のなっていることを拡大していくということももちろんいいんですけれども、とりあえず国のやっていることが不十分であるから、長野県でいろいろなことを考えようというところから出発していることを、もう一度そこへ立ち返って、そういう意味で、国の枠を広げていくということも非常に大事なんですけれども、そういうふうに思っています。

先ほどの川妻さんと北村先生の懇談の中でも、若干消費税に関しては可能性のあるようなご意見があったので、もう少し研究をしていきたいと思えます。

川妻委員

これは、私もちょっといろいろ考えたんですけども。この取り扱いは、スーパー業界やコンビニ業界、あるいは実際にやっている人たちと話し合いをやって、それで目標としては、できるところから協定を取り交わして、それでそれを守っていくという感じ、防いでいくという、そういう方向にうまくいくと一番いいと思うんですね。これ今の時点で、これはぱっと、県民計画もあり、これについての県民の声もある、我々もそれに必要を感じるし、あるいは非常に問題点もあるというので、今パンとやってうまくいくというのはとても思えません。やっぱりその業の人たち、それから地域の人たちの声を聞きながら、どういうふうに取り組んでいくかという必要なんで。

どこかの場でこれについて、我々がどこまでやるのかということもあるんですけども。実際に24時間営業をやっている人たちの、業者の、事業者の人たちとの話し合いで、県民計画でもあり、全国市長会でもあり、この問題についてはいろいろ社会で問題になっているということを理解していただいて、しかし、なおかつ、やらざるを得ない事情や、あるいは、それについてのいろいろなお考えや、いろいろ聞きながら、できるならばできるところから協定を結ぶようなことに持っていければ、一番いいんじゃないかなということをおもっています。

高木委員長

ここでは99から116番までいくつもの意見が出ていて、基本的には少し、これは大事な問題だから検討したいというような意見だろうと思います。ただ、条例として、24時間営業は禁止ですみたいなことは書くのは難しいという現実も踏まえて、ではどういうふうにしていったらいいのかということをお今後とも継続して考えていくということで。たぶんそれには111番の宮本さんのこの地域協定のような形なのか、あるいは自主計画なのか、どちらかのたぶん方法論になる、もちろん税制のというもう一つの切り口がは考えられますが。

そういったことについて、今後考えていくということで、では進めるということ。このページを・・・

川妻委員

どこかで、ここに来てもらうことができるかどうか、あるいはこちらから行くのか、何かそういうコンタクトをとって意見交換をしていくということは・・・

高木委員長

それについては、意見聴取の場が当然必要になってくることがあるので。

宮本委員

それに加えて、ぜひ取り組みというか、見直した業者は何か、何らかの形で、メーリングでも上條先生が言ってらっしゃったんですけども、表彰するという制度はとでも、メディアに向けてPRすると、啓発効果もあっていいなと思うんですけども、これは今回できればと思います。

高木委員長

116番ですね。

宮本委員

それに、いやみかもしれませんが、やっぱり省エネ計画届出制度、99番が必要かなと思います。

高木委員長

それを自主的なというようなことになるだろうと思います。自主的な削減



計画、提出は義務だけだと。

今後とも検討、このことに関しては難しいけれど、検討しようというふうな意見、コンセンサスはあるということで閉めさせていただきます。

7ページです、自動販売機。24時間と、基本的にはこれも24時間と同じですよ、同じですね。24時間と一緒に、どういう方法があるのか、協定ができるのか、税制なのか、自主計画なのかというのはともかくとして、何らかの手立てを考えていくということでやっちゃいます。自然エネルギー関係。とりあえず7ページへ変わります。

岡本委員

自動販売機は、県庁の下のも24時間やっているんですか。

木曾課長

24時間回っていますね。

岡本委員

切るわけにはいなくなっちゃいますか。

木曾課長

缶、びんのやつはいいと思うんですが、中のやつは一応ずっと動いています。一応それぞれに電量計がついておりまして、1台1台の電気量、使用した電気量は出るようになっていまして、形があって、電気をどうしてもとめられないタイプが、カップ式のやつはやはりとめられないような構造というか、何と言いますか、食品衛生法上というその部分もあたりして、どうしても切れないということで。

高木委員長

細菌の発生しやすい40 から35 前後に水温が下がるのは困るわけで。

宮本委員

私、インターネットで見たんですが、5年間で消費電力が33%削減努力をしているということで、今、550万台あるということで、ピークカット機能を搭載したものが、今、省エネタイプとして出ているそうですが。それは深夜に冷却して、昼間の1時から4時までには運転が停止する機能がついているんだそうです。だから、そういうようなものを入れるというか、それはまずいですか、新しく新設する場合は・・・

高木委員長

それは可能性はあります。トップランナー形式のものを、導入の場合にはトップランナー形式のものを導入することというような規制のやり方はいり得るかなと。ただ、要するに、ではトップランナー形式だったら、何万台入ってもいいのという議論はまた別途起きてくるテーマですよ。ものすごく省エネ対策を進められていることは間違いないです、この業界は。

岡本委員

だから、そういう意味ではそういうものが出てきたということは、条例も何もないのに出てきたんだから、そこまでは黙っていてもやってくれるという話なんで。条例というものは、さらにそれをどう進めるかという話だから、やりたくないことをどうやってもらうかという話に進んでいかないと、条例をつくる意味がないと思うんですよ。

宮本委員

やっぱり、こちらでも見直し業者を表彰するというような・・・だめですか。

岡本委員

だめです。

高木委員長

とにかく自動販売機に関しても、さっきから言っているように、検討事項には残していくということで、このまま今のままでいいよということではないだろうと思いますので、何らかの形での検討はしていくということで。これもたぶん意見聴取が絶対に必要になる部分だろうと思いますので、今後に残していきたいと思います。

さっき言った自然エネルギーですが。ちょっと4時までにとというのはもうほとんど不可能になってきているんですが。皆さん少しぐらい遅れてもいいでしょうか。台風情報はどうなっているんでしょうか。

事務局

(事務局から説明)

高木委員長

少し安心しましたが、だからゆっくりというものではないですが。7ページの自然エネルギーのところですね。

川妻委員

これ、申しわけないんですけども、1個1個というよりか、これ全体を見回して、その辺、ずっとやっていた岡本さんとか、高木委員長とか、この中で自然エネルギー、自分でやりたいと思うんですね、今度のやつで、やっぱり代替のこれに変えていくということで。それで、これが長野県あるいは市町村にも波及し、あるいはいろいろな学校教育の現場だとか、いろいろな施設。これどこが何をこれ重点に一番やれる現実性とか、意味とか、絞り込むとどこなんだろうということを少し議論して、議論というか、1個1個の個別よりも全体のこの自然エネルギーを見渡して、やっぱりこれを推進するのが今は大事なんじゃないかと、現実性もある、意味もあると。そのあたり、どういうことを。

高木委員長

自然エネルギー、どれになりますか。例えば太陽、風、水、バイオマス、主にこのあたりだろうと思いますが、そのどれに力を注ぐべきかということですね。

岡本委員

県民計画の中に整理をして、先ほどちょっとお話をしましたけれども、温暖化防止の計画を進めるということは、決して後戻りをするでもなく、ネガティブな方向に向かうということでもなくて、これから脱石油の時代になっていくということは明らかで、石油も高騰してきて、たぶんもうこれで下がることはないだろうというふうに思っているから、石油が安易に使える時代というのはもう終わりというか、要するにピークを過ぎましたという時点だと思っただけですね。認識しているか、していないかは別として。

そうすると、いずれにしても、こちらの方へ進まなければならないこれからの社会を率先してやっていく。しかも先ほど東京とかでデンマークとかという話があったけれども、人口の多さではなくて、長野県の場合は生産県であるということ、つまり農地だとか、森だとか、水を涵養するだとか、それから当然ものづくりも含めてですけども。そういうポジションにあるという中で、単に東京の場合だと、東京の場合だとおそらく規制しかないと思うんです、電気をなるべく使わないにしようとか、効率のいいものに変えようとか手立てはないと思うんですけども。長野県の場合は、自然とともにある暮らしを進めていく。あるいはそういうことをもう一度見直していくという中で、結果的に温暖化対策ができるというものはたくさんあるんじゃない

いかという位置づけになると思うんです。

それで、県民計画に書かれていることが、一度ですね、ですからこれが皆さん県庁の内部でも努力をされたり、あるいは予算化をしようとしてご苦労されたりという経緯があったと思うんですけれども。なぜ進まなかったのかということ、一度逆に県のサイドの方からまとめていただくと、そのところを改善すれば今度は進むんだというふうに、答えが見えてくるような気がするんですね。

おおざっぱに言うと、さっき言ったように、一つはお金がないという理由。それからもう一つは、市町村や何かに対しても権限を持ってどうこうという立場にないというふうなこととか。そのことを、だから条例の中で、一つは条例化することによってきちっと位置づけるということと。それから、お金の手当てをどうにかするという問題を今回抜きにして、またああしましょう、こうしましょうだけ書いていると、ただ県民計画が名前が変わっただけのものになっていくと思うんですね。だから、お金がなくて動かなかったんだとすると、どこかに課税して上がってきた税金を自然エネルギー普及のための財源にするとかというふうにして保障していかないと一向に進まないんじゃないかという、こういうことを一番基本に考えています。

中身に関しては、ともかく県民計画に書かれているということをややかに進めていくという、そのことについても条例で書くのだとすれば、各市町村がそれぞれの、だから一番管理しやすいというか、先ほど環境教育などに絡めた場合に、いろいろなプログラムがあるんですけれども、学校でやるべきこと、やってほしいことというのがたくさん書いてあるから、そこを一番最優先してやっていくことによって、お金の回し方と、それから結果それが環境教育になり、10年後にはそのことに理解の深い子供たちが社会を形づくってくれるというところへ期待をしていくというふうなことが、一番ピークだなと思いました。

川妻委員

進まないばかりでなくて、ペレットストーブだとか何かで、いろいろ昔取り上げたそれがいろいろ統一されたり、そういう部分もありますよね。

上條委員

エネルギーの利用促進を図るための方法としては、やっぱり助成金を出すというものが有り得ると思うんですが。その財源が問題ですよ。その場合に、やはり県独自の単独予算でそれがとれるのか、あるいは国の方から、補助金ということで引っ張ってくることができるのか。そこら辺の見通しがどのくらいあるのかという、そこら辺の予算のことを考えて、そうするとだいたいもうパイは決まってきちゃうと思うんです。だから、その辺のところは、ちょっとどういう見通しなんですか。その辺のところもちょっと、いくら議論してもしょうがない面もあるので、そういう可能性というのか、予算の可能性というところに、今日は無理としてもまた検討してもらえればと思います。

木曾課長

温暖化対策ということで、県が取り組んでいる中身については、各部局、総合的に進めているという部分で、例えば木製ガードレール、それから太陽光発電のパネルをどこに入れるというようなことで、ホームページの中で、各分野の取り組み状況は掲げてございまして、それぞれの部局の事業に伴って、どういう部分が取り組みをされているかというような取り組みの仕方です。例えば農政部でのバイオエネルギーの利用とか、そういう部分も含めて

の中身になっておりますけれども、その辺については、非常に幅広い取り組みがされているということです。

それからもう1点、国の方は、県の財政的な部分で、例えば地球環境課が太陽光に対して、ある程度の支援をされたらというようなこともあるかと思えますけれども、実際には非常に財源的には非常に苦しい今の状況の中では、そういうものに対して、推進するためにモデル的な補助金として助成していくようなところは、具体的には、昨年度の例でもう予算要求の段階で表に出ていますからわかっているかと思えますけれども、切られております。

あともう1点、国の方の動きですけれども、国の方は、いろいろな補助制度がございまして、それらの活用の中でかなりできる部分もあります。省エネ対策でNEDOの事業とか、そういう部分がありますので、選んでいけば使えるシステムはあります。

もう1点は、国の方は、どちらかと言うと、このごろの補助金の体制は、三位一体の中で直接交付、直接援助というような方向が非常にありまして、長野県を通してとか、市町村を通してじゃなくて、例えば今、地域協議会へ直接お金が出るとか、事業所でも事業者へ直接お金が、ベンチャー的に関わるときにはそこに出てくるわけです。そういうような方向の中で使える助成制度は、石油特会(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計)の中からもかなり出されるようなシステムにはなっております。

高木委員長

今、だから、県としてそういう情報を流すというようなことができると思うし、温暖化防止センターを、そういう意味でも県が使うという方法も手立てとして十分あり得る。ただし、今県としての予算はなかなか難しいと。

県の予算がなくて、国に直接行っちゃおうとしたら、あとは県民にお金を出してもらってこれを進めるための何か基金をつくるという手立てもゼロではない、むしろ。

牧内委員

前回、例えばまほろば事業(環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業」)ですとか、太陽光の取り組みのお話をしましたけれども、やはり市町村も財政難です。そういう意味でいうと、私ども市町村の職員の立場から言えば、やっぱり県で財源を裏打ちをしていってもらいたいことがないと、全県的に一定の環境政策を進めるというのは難しいのかなというふうに思います。ちょっと時間がないので、少しはずれちゃう話になって恐縮なんです話させていただきます。

地域でどういう取り組みをしていくのかという、温暖化防止の地域計画の策定ということが重要だと思っているんですけども、それすらまだできていないという実態からして、その策定と、私ども市町村にもあったように総排出量、後ほど出てくるようなんですけれども、2年遅れで出てくるというそういう、それすらどういうふうに把握をしていくのかというのが、課題になっているわけですが、私どもは委託をしてこの把握をしておりますけれども、ここにも相当な費用がかかります。これを、それぞれのやっぱり市町村が取り組んでいく場合には、県の何らかの財政措置というものが最低限必要じゃないかなというふうに思っています。

それとこの計画に基づいて地域で実行していくためにも仕組みとして、今日ずっと議論、個別の事業はともかくとして、大きな仕組みでいうと、やっぱり市町村における事業者と市民運動の協働組織といったようなものを、考えていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

飯田市でもその取り組みを準備中なんですけれども、そういったものに対する運営、活動の援助というのも、これがやっぱり下支えになるのではないかなというふうに思っています。

ただいま議論されている新エネルギーの話も、やっぱり市町村に合ったいろいろなメニューがあると思います。それぞれの地域、市町村に合ったことを考え、進めていくということを基本に据えながら、それを県は支援をしていくという仕組みがほしいなというふうに思っております。

高木委員長

ありがとうございます。まさに条例の中で何を取り組んでいくのか、市町村との関係が非常に難しい、最初から難しいわけですが。でも、今のお話では、やっぱり県として何らかの市町村に対する援助というものが必要なのではないかと、それをどうやってこの中に、条例の中に取り組んでいくのかというのが大事というお話でした。

川妻委員

ちょっとその辺で、今、飯田市の方から言われたように、この問題を、県財政は国の財政も、これを活用するっていうのは、可能な限り必要なんでしょうけれども。ほかの諸国の動きを見ていると、やっぱりNGOやNPOや民間企業や協同組合や、そういうところがこの問題に取り組んで、そこから広まっていくというそういうことがかなりあって、これが業としても成り立つし、非常に高い公共性を持っているというか、そういうところがこの持つ意味合いだろうと思うんですね。そこを醸成するような、条件をつくっていくような目配りの利いたいろいろな活動を進める必要があるんじゃないかと思うんです。それをこの温暖化問題の一つの柱にして、そういう体制というか動きをつくっていくという、考え方としてはそういうことじゃないと、今の財政危機の中でこのための財源を、公共的な財源というものを生み出して、ここへ投じようというのは無理だと思うんですね、現実性から言って。

そういう点でも、いろいろな事例を集めてそこから広めていくということなんじゃないかなと。ごく簡単な話で、岡本さんはよく知っているんですけども。僕は初めて趣味でやっていて、こんなのはどうなるかなと思っていた、浅科村のタキザワさんはソーラークッカーというのを開発して、1個5、000円から4万円ぐらいするいろいろな多種多様なものがあるんですが、いまや日本の中でも非常に注目されているけれども、海外で発展途上国で全部で使われていて、難民キャンプで使われたり、そういう自然エネルギーを使った、いつでも使えるエネルギーを日本の中では災害がいつ起こるかわからないし、そういうものに対応した設備としては非常に対応性があるんですね。そういうものを1個1個、少しずつ出始めているので大事に、民間の動きを大事にしながら進めていくというようなことが、非常に大事なことなんじゃないかと思います。

高木委員長

今ちょっと議論があまりに拡大してしまったというか、散乱してしまっただけで、どういうふうにまとめていけばいいのかちょっとわからなくなってきましたが。

自然エネルギー関連というのは、7ページ、8ページ、9ページと、3ページにわたって広がっているところです。自然エネルギーというのは、エネルギーの新エネルギーとしての利用ということから言ったら、さっき言ったような太陽、風、水、バイオというようなことになるんだろうと思います。

それを、例えばどこかの、例えば長野県は太陽光だけを取り上げるという

ものではないだろうと思いますので、当然市町村ごとにいろいろな事情もあるわけですから、それをどういうふうバックアップするのかという、バックアップ体制をいかにつくるのが、この条例の中で問われているのかなという、今お話を聞きながら感じていました。

そういったようなことが、あまりに細かい議論の中にあまり入っていかずに、このバックアップ体制をどういうふうにつくるのかというようなことを中心に、この条例の中で今後検討していくというようなことでよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

高木委員長

ということで、一気に進めちゃったんですが。

そうすると、10ページに行きます。民生の中で、ここはまたいろいろなことが書いてあって、一つは有機物の循環、堆肥化というような話ですし、観光、旅行者、公共事業というようなことです。

諏訪委員は、178、182、190、191番と、4つにチェックをされています。

川妻委員

この186番の中で、高木さんが言われているように、観光地に対して、前にお話しましたが、長野県には相当数、年間観光客、旅行者が入ってくるわけですが、その人たちの力を得て、あるいはその人たちと共にこの長野県の自然と観光施設を保っていくとか、維持していくとか、そういう姿勢からすると、やはり県民に対する条例だけではなく、長野県の滞在者とか、旅行者に対してもきちんと示していくという姿勢が非常に大事だと思うし、むしろそういう人たちは、長野県のこのより残された自然や、よい条件というのを大事にしようという声が強くないかというふうに思うんです、そうじゃない人もいますけれども。

そういう声にこたえる意味でも、長野県は温暖化対策を進め、よい信州を維持しようとしているという姿勢をきちっと示して、その人たちの協力のもとに進めていくという、そのために排気ガスの問題とか、それからちょっと極端に言えば、施設や旅館は少し暗くしていますと。24時間は少し抑えていますとか、いろいろ数字上の、今まできんきらきんのサービスからは少し違ったスタイルをとっているけれども、それはこのためなんだという、そういうようなことがうまく伝わり、その人たちの力をまた借りながらやってくと、随分違ってくるんじゃないかと思うんです。ぜひそのあたりを何かの形で取り入れたいなと思います。

高木委員長

今の186、187、188番のあたりをぜひ前向きに検討したいと。それでは、観光旅行者に、要するに外向けの部分も必要ですよというご意見です。

宮本委員

細かいことで申しわけありませんけれども。今の外向けの部分で、パンフレットなんかごみになるので、だめですか・・・

高木委員長

いや、実際問題としては、いろいろな旅行のガイドブックに対して、長野県がやっている温暖化対策はこうですよというのを必ず入れてもらうように協力を求めたり、それから駅とか、ホテルの中で、このホテルはこういう趣

旨で夜10時以降はお客さんとの対応はできませんとか、それから温泉は3時から5時まで止まるとか、何かそういうようなことをどんどん書いてもらっていくということでしょう、それしか方法はないですね。観光地ではごみは必ず持ち帰ってくださいと、こういうことだからということです。

では、その観光旅行者に対する部分はつけようという、ぜひ入れようということ。そのほかに。

川妻委員

申しわけありません。190番、これは県の方に聞きたいんですけども。県の公共事業について、やっぱりいろいろ、今価格だけではなくて、いろいろ改革が行われています。この間、上條さんともお話したときにも、入札制度の改革で、環境配慮を入れて入札というか、公共事業をするということも検討ができるんじゃないかというお話をいただきましたし、県の行う、率先して行う公共事業の中に、環境防止の点からチェックして、変えていくというのはどんなことができるんだろうかというのは、ちょっと少しそういう検討の材料を出していただくといいいので、県の方はどうでしょうか。

上條委員

すみません、実は私、長野県公共工事等検討委員会の委員をやっておりまして、6人ぐらいの委員会なんです。入札手続をチェックしているんですね。前回、委員会があったときにこの問題を出しましたところ、土木業者はこの環境問題の話は無理だと、こういうふうにおっしゃる委員もいらったんですが。樋口委員長さんは、学者の先生ですけども、やっぱりそういうことを入れることは非常にいいんじゃないかと、そういう関心を持ってくれました。だからそこら辺で、突合せしていくのがいいんじゃないかと、委員会で、こういうことは可能かと、そういうちょっと突合せは可能だと思うんですね。

だから、決してあきらめることなく、公共工事でこういう項目を入れて、こういうのは、高いお金で入札してもこういうところで点数をとったということで落とせるようにというような、そういう仕組みの中に組み込むことは可能ではないかと思いますが。あとその詰めをどうしようかと、こういったことだったんですけども。

木曾課長

私もこの委員会で出た話を向こうへつなげて、情報を流して、向こうでできる範囲をこんな格好でやってもらえるかという格好での取り扱いをするということによろしいですか。

高木委員長

たぶん温暖化防止の条例の中にこのことをまともに謳うというのは、現実問題としては、たぶん結構難しいだろうなと思うんです。いくつもある条例の中で、ここだけがすべてのほかの事業に関係してしまうというのはなかなか難しいと思います。

上條委員

長野県の入札制度は、もう全国に先がけて進んでいる制度ですので、たぶん一番先頭を走っているんじゃないかと思うんですけども。こういう問題を積極的に取り入れていくということは可能だと思いますね。

高木委員長

そちらで、だから双方ですり合わせをするということで。

上條委員

そういうことは、検討の余地があるということです。

高木委員長

では190、191番の部分は、特に事務局サイドでの検討をお願いいたします。もうだいぶ遅れてしまって申しわけないんです。もう15分過ぎていきます。まだもうちょっと時間がかかりそうです。もしどうしても早目に帰らなきゃならない方で、この部分だけは、牧内さんが帰られてしまったんですが、この部分だけはというのがあの方は早目に言ってください。順番は無視してそれは取り上げますので。

11ページ、廃棄物・省資源関連、レジ袋、容器・包装、生ごみ、その他ですが、この辺ではどうでしょうか。その他は実は次のページも、その次のページも、その他で実は最後の項目なんですけど、とりあえずこのページのその他。かなり意見はばらばらとしている話だと思います。

岡本委員

一つだけ。11ページ、その他の最後の214番の県民意見2のところ、廃棄物を焼却することにより大量の二酸化炭素が放出されているというのがあるわけですが、長野県の県民計画の中で、その言葉をどういうふうにするかということ随分議論してきました。それで、国は新エネルギーという言葉を使っているんですけど、長野県は再生可能エネルギーとか、自然エネルギーという言葉で、あえて新エネルギーという言葉と区別してきたつもりです。それは、廃棄物を焼却した場合に、ただ燃やしているよりは、そこでエネルギーを回収することはいくらかプラスにはなるんでしょうけれども。今どちらかというと、廃棄物は燃やせばエネルギーになるから、どんどん燃せばいいんだという風潮が非常に広まってきていたり、あるいは具体的にそういうことを進めようとしている事例もあるので、ちょっとそれは考え違いだよということもどこかでやっぱり、先ほどから言っているようなクリーンな長野県という意味では、あえて新エネルギーと自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギーということの差別化をしていった方がいいのではないかなと。

それから同時に、あとからまた新エネルギーとして出てくるんですけども、ペレットの活用というようなことも、間伐材を何とか有効に引き出していくための手立てとして、単なるエネルギーだけじゃなくて、森林政策としても考えていかないと、ゴミ由来のものもそこに混じってきたら確実に市場競争で淘汰されていってしまう、クリーンなバージンのものが。そういうことに関して、やっぱり野放しに進めていくのではなくて、予想される、何て言うんですか、対策で手立てを考えるとかいうのはどうかなというふうな。

橋爪委員

あの、その他で、今、いろいろ出てきているんですけども、私は基本的にですね、あの、ちょっと大きなことなんです。我々家庭でも、会社からでも出している廃棄物の分別ですね、どういうふうに分別するか、あの、分別の仕方によって後の処理方法、中間処理っていうように違ってくる訳で。これ、環境負荷をいかに少なくするって言うのとですね、燃やすことによった方がいい、ただ単に鍋を燃やしたんじゃだめなんで、エネルギーとしてそれを取り出してですね、エネルギーに変える部分も必要だと思いますし、そこら辺のところをですね、かなり以前の環境計画なんか長期の計画、中期の計画でも出ていたんですけども、分別の仕方というのをですね、県としてもこうだということですね、処理業者とか



いろいろなことが絡んでいる訳なんですけれども、これが絶対的に我々としては環境にいい処理方法なんだと、こうに分別してって、それをね、私はやるべきだなと思っている。で、というような市町村によって違ったり、いろいろみんな違うわけですね、これはですねいろいろな説があって、先程からいろいろあるんですけれども、燃やすっていうことを悪い燃やし方とですね、熱回収する、材料でもそういう規格もありますし、その辺とですね本当に中国までね、いろいろやって、本当にいいだろうかと。我々の中でですね、長野県で出てきたゴミ処理の中に使い終わった物について本当に循環型に、県の中でできるような、そういう線を作っていくかなくてはいけないと思うんですよ。そういう設備ががんであって、ということを含めてやはり循環型ということで、いろいろ言っていることをまとめると多分そういうことなんですけどねひとつで、既に実用化段階にあるものは出来るだけ使ってもら。実用化の手前のものはそういう物を普及することによって、実用化させるために補助などそういうものを出して、そういうものを買ってもらようにする。研究段階のものは、大学・高校を含めて、産業界を含めて、こういう観点でこうやろうじゃないかという点、出来たらですね、日本でも進んでいるですね自然エネルギーなり、そういうものですね研究施設だとかそういうものが、やっぱり一つや二つですね、是非欲しいと思いますし、やはりそんな観点からの事をですね、条例なのかそういう方向、大きな考え方なのか分かりませんが、是非そういうことを入れるべきだなとずっとこう書いてある。私は思っておりますけれども。個々には非常に重要な事が書いてある訳なんですけれども、そんなふうに思います。これ、個々に非常に重要で、物を大切にす いろいろあるんですけれども、ひとつやっぱり大きな観点から言うと、我々が生活から出てくる物をどういうふうに処理するかというのをもう一度考えるというのが重要なことじゃないかなと思いますけれどもね。

上條委員

それからですね、ここでレジ袋削減、容器・包装削減、それからゴミの減量ということなんですけど、過剰包装というか、過剰なゴミがいっぱいあるという、そこら辺は特に だと思っておりますけれども、この場合ですね、あの、消費者がですねやっぱり綺麗に包装した物を欲しがるといふか、そういうことがやっぱりあるんで、消費者に対しても訴えていく必要があると思うし、それからそれに迎合する業者が過剰包装した方が基本的にいいんじゃないかと思っておりますと思うし、そういう業者も考えるところを改めていく必要が、そういう県民・業者挙げて過剰包装というものをやっぱりみんなそういう時代じゃないよと、こういうようなことを取り組む必要があるんじゃないかと、こう思いますね。

具体的には、やっぱりこう県民と対話かなと。消費者団体を中心にして対話をね。

宮本委員

あの、私、細かいことをいっぱい書かせていただいたんですが、今、上條先生がおっしゃったように、委員会の意見交換としましたけど、私はこれは定期的なものが ではなくて、県民のために かなと。

高木委員長

212番。

宮本委員

レジ袋も今、とても消費者の間では騒がれていますが、杉並区の場合もありますけど、それを是非、長野県でも。

木曾課長

えっと、廃棄物・省資源関係ということで、括ってある訳でして、まあ、廃棄物対策課が生活環境部の中にございまして、今、ご存知のように条例の動きもございます。それから、容器包装リサイクル法とかですね、こちらの方でもこの中で動きもかなり、あるような。これをですね、そうですね、整理をさせていただいて、条例に盛り込むべきところは地球温暖化の中でもどういう部分を、例えば、レジ袋、分別方法の徹底を図らなければいけないというようになるのか、または、義務条項ぐらい踏み込んでいくのか、その辺をちょっと廃棄物対策課との擦り合わせをさせていただきたいなと、そういうふうに思いますけれども。事務局、規制をかけるというような話でありますし根本的なところをですね、もうちょっと、同じ部の中で整理がついてないとまずいんで、やらしていただきたい、ということによろしいでしょうか。

高木委員長

えーと、ちょっと、ここの項目はあまりに内容がバラバラといろんな事が書かれていて、今ここでこうやって意見を求めてもなかなか難しいんですよね。とりあえず、もっとよく整理していただいて、それで、項目を「その他」からもうちょっと細かくしてもらって、で、もう一回ここで議論をしていただくという。

岡本委員

温暖化防止条例という、この・・・

木曾課長

廃棄物の処理と、そこで環境ですけれども、どの辺で、やはり部分があるのかということ、。廃棄物の条例の方まで、法律の中に入っていきとは言えないんで・・・

高木委員長

ということで、半ば強引にですが一応、全14ページ。えーと、よろしいですかね。もう一回まとめてもらって、やります。

えーと、もう既に30分過ぎちゃっていますが、もうちょっとやって、今日中に報告を受けておかななくてはいけないことがあって、資料2の「2003年度の・・・」

木曾課長

(資料2により説明)

・・・この試算の中身ですが、今までもこの1990年比ということできております。この計算方法につきましてもですね、一定の専門家の意見を入れて、というかほとんど専門家に作っていただいた試算値でございます。この試算で今後、続けていきたいということ、ちょっとお願いしたい部分があります。と、申しますのは、ここにはまり込んでですね、この計算式が云々ということをあえて時間をかけてやっても、非常にある意味無駄かなと、それよりも減らす方向をですね、どういう目

的として ンでいった方がいいということで、一応、この方法です  
ね続けさせていただきたいことを になりたいということでござ  
います。

(引き続き、資料2により説明)

高木委員長

はい、えーと、何かこの資料に関して今、お聞きになりたいことはあ  
りますでしょうか。本当、急いだので。中身は相当濃いので、いっぺ  
んでは、なかなか分からない可能性があるので、もし、今後ともこの  
データはベースになっていきますので、今後ともこれをご覧になって  
て何か疑問があったら、この場でまた質問していただければ、まあ、  
お答えさせていただきたいということで、これで次に入りたいと思います。

木曾課長

もう1点ですが、事務局の方から、温暖化でもあるようなないような  
ことでございます。これは前回の検討会の終わった後で委員の皆様と話  
す中で、どうしても温室効果ガス、CO<sub>2</sub>ガス云々という話をしてもで  
すね、なかなか一般の県民の方には分かりづらいという中で、例えば、  
温室効果ガスの排出量の試算の中で、エネルギーの9割を占める電気・  
ガス・ガソリン・灯油の使用量を、例えば指標にしてですね、その各指  
標の削減目標を、例えばガソリンを県民1人当たり年間10リットル減  
らすというようなことですね、ものに着目して目標値があったほうが  
方が、より、現実めいて見えるものが出てくるのではないか。ガソリン  
10リットル、例えばCO<sub>2</sub>換算どのくらいっていう形式ばったふうに  
まったく見えなくなってしまうというのを、視点を変えて、目標値の考  
え方とすればこんな方法もいいのではないかとということで、専門委員の  
皆様方の中からまた議論があがったら、そういった対策をとということ  
です。

高木委員長

まあ、温暖化の条例を作ろうとしているわけですから、一切、その温  
室効果ガスの排出量のことには触れないわけにはいかない訳ですが、温室  
効果ガスの排出量の象徴なり、ということでないでガソリン1リットル  
2.3kgとかそういうのは出てこないで、そのガソリンと電気と全部  
ごちゃ混ぜにして話を最終的にはしなきゃいけないけども、途中の段  
階としてはバラバラにしておいたほうが分かりやすいでしょうね。その  
場合、扱う項目はCO<sub>2</sub>の削減で1人1.2トンというような簡単な言  
い方も、ガソリン何リットル、電気は何kwhとか分けて表示する訳  
ですよ。ある意味、表示は大変ですけども分かりやすい、というので  
両方うまく使い分けながらこの条例のパンフレット等でも、両方使い分  
けながらやっていた方がいいんじゃないですか、というようなご提案で  
す。

委員

(異議なし)

高木委員長

えー、では皆さんご了解、得ましたので、両方うまく併記しながら、  
うまく説明していくために活用というようなことでいきたいと思いま  
す。  
えーと、最後、3.「その他」のところ、事務局さん。

木曾課長 はい、あの、今日の資料の振り分けをした中ですね、いろいろ議論が出ていましたけれども、業界との、関係団体からの意見聴取というものがございまして、資料3というやつですが・・・

高木委員長 配ってないんですよ。事務局さん、まず、配って。

木曾課長 (資料3により説明)

高木委員長 はい、えーと、関係団体からの意見聴取に関しては、8月30日の第4回検討会でできればやりたいということと、別に、8月の下旬から9月の中旬にかけて地区毎に、これは業界団体というよりは、今度、いろんないい機会を設けて集まってもらおうと。出来るだけ、最初からこの話はしてるんで、出来るだけみんなでがんばって、よく、まあ、お仕事の都合はありますから、100%は無理だろうと、できる限りご都合をつけていただいて、意見交換をする場を設けたい、ご協力をお願いしたい。関係団体からの意見聴取というのはよろしいでしょうか。

岡本委員 あの、関係団体の方々に集まっていたいて、まあ、中身についてお願いしたいと思います。今日の、あの、一番最初の時に川妻さんにお話しいただいた、北村先生のお話で、条例を制定することにについての立法事実は何なのかというようなお話がありましたので、そのところだけはやはり、きちっとある程度統一した形でお話ができ方がいいんじゃないか、そのことをまず条例に、一緒に考えてよりよい方法を探っていくというテーブルにつくという。以下、どういうことになるのかというので、メーリングリストも出来たことですので。

木曾課長 それからですね、8月30日の第4回検討会では、県全体を網羅するというか、意見聴取するということになっておりますんで、この団体についてですねちょっと、検討委員会のほうで・・・

今、あの、とりあえずのところ、出てくる内容を。またメールで申し上げますけども、先程聞いた限りでは24時間と自動販売機は確実に入ると。

高木委員長 あれは、いいんですか。経営者協会の方。こういう関係団体のあれは。

木曾課長 あの、お手元の資料の方に関係団体の欄がございまして、そこを参考にさせていただいて。

上條委員 ここだけに絞るということですか。いろんなところに声掛けて、来るか来ないかは自由だから、来た人については もらう。

橋爪委員 一回出してもらって、それで足りないところについては、ここでやっても時間かかるから。事務局である程度足りないっていうのを・・・

木曾課長 実は、ここで意見聴取をして、現在の計画ではまだ骨子が出来ていな

い段階でこれをやってもなかなか、意見交換をやってもですね、なかなか焦点が絞られてこないというのがあるんで、現在では検討委員会で骨子をたたき上げるための部分での意見の聴取というように、向こうの立場をどう聴くかというふうな立場が、非常に意味合いとしては強いなというようなこともんですから、今のところはある程度、全体のあるところに対して絞って、その辺の現状を聴くという段階かなと考えています。

川妻委員 何団体位に聴くように考えているんですか。

木曾課長 時間と、多分、向こうが話したい時間等いろいろありまして、まあ、もちろんこちらから十分な議論という の中で、何と言いますか、こちらから、その、 というのがあると思いますんで。ちょっと、うちの方ですね、時間割等も決める中で、何団体でどのようなことで、またこちらから連絡申し上げまして、こちらに配りましたこの関係団体の中から目安をを付けていただいて、決めていただくということにしたいと思います。

川妻委員 全部じゃないでしょう。今、議論が大体焦点になったような関係団体に絞らないと。

木曾課長 数が決まれば、時間割も切っていくしかない。

高木委員長 私、司会進行悪くて、1時間近く遅れているので。これにさらに、関係団体が来ていただいて、5分の説明という訳にはいかないでしょうから、もうちょっと時間を取らなくてはいけないでしょうから、1時間位は多分このためにどうしても話をするだけでとられてしまう。そうするとその後での、またすぐに議論を、我々の議論をしなきゃいけないということも考えると、相当、どんどんタイトなスケジュール、時間的には厳しくなる。まあ、ただ、その部分はこちらの都合でいい加減に聴きまして、一応聴いたからいいでしょというふうに、理由付けにするようなやり方っていうのは、条例そのものはなるべく公平に意見を聴きながら議論をしてかなくてはいけない、でも時間は無い。非常に無理難題なことだと思うんで、まあ、とりあえず、作っていただかないと、たたき台を作っていただいて、やってみましょうと、しょうがないですね。

川妻委員 第4回の検討委員会は、その、これをさらに検討しながら、その一定時間を意見聴取をする・・・

高木委員長 2本立てになる。

木曾課長 その予定で考えております。

高木委員長 まだ、今日の議論だけで、完全に骨子が作れるということではまだないので。

川妻委員 ただ、せっかく来てもらう時にね、時間、時間で追い立ててやるのは

よくないですね。我々もやり方を工夫したほうがいい。

橋爪委員

焦点を絞ったほうがよいのでは。24時間営業は大きい課題ですよ。じっくりやらないといけなんじゃないでしょうかね。一緒にやっちゃうといけないような気がするんですよ。24時間営業の部分というのは、かなり県民計画の時に加わったところがありますよね。

高木委員長

あの、国の法律の中でも似た様なことをやっていて、その裾を広げようとかいうような議論がある時に、簡単に踏み込めるもの場合には、このことについて長野県は独自に条例で、はいて、そこで理解していただくだけだ。で、対して24時間に関しては確かに、長野県が最初の切り口になるということになってしまうので、それは言いたいことは

。ただ、何時間でも議論を続けるのかということ、そこんとこの・・・。

ただ、その2団体はどうしても入れていただきたい。来ていただけるならば、で、そこを中心にしてスケジュールを組んでいただいて、それをメーリングリストで議論をして、第四回のことを考えようと。えーと・・・

交通関係の団体に関しては、一応そういうのはあるけど共通の利害、個別の問題として・・・。地区毎の方がいいですか。

橋爪委員

地区毎はね、聴くだけにしない限りは、業界の団体とやる時に、お互いが地区毎になると、どっちかっていうと、業界とやる時と全然話が違って、県民がどういう考えで、あんまりやってもらいたくない。やっぱり、その中で冷却し、どのように決定していくか。裏方に対して。業界の場合には先程来、やはり相手側を理解してもらって、それをという形で、やはり中に「そうは言っても」という形である意味が 渋々でも、そういうところからたらしこんでしていかなと。

高木委員長

経営者協会みたいなところと必ずどこかで話し合いを持たないといけないですね。

橋爪委員

経営者協会もだーっと広いですからね。いろいろな範囲から出てきて経営者協会とやって。経営者協会からいろいろの分野の人が出てきてもらって・・・。

岡本委員

そのほうが議論になるし、みんなで「私はこう思っているんだけど、24時間についてここまでやった方がいいんだなあ」とかなるし、何だろう、その利害関係の団体を代表して出てくると、自分の意見で無いじゃないですか。ね、お前、これ言って来いって言われたら、そういうふうにする訳だから。摺り合わせっていう意味においては、なかなかお役目で来て、業界を代表した意見を言う・・・そこは、一步も譲らずに形式的な話になりかねない、僕らはそれを鵜呑みにすれば、どんどん後退していく。なかなか難しい。だから、自販機でもいろんなメーカーが来て、それぞれ、個別に意見だけど、話してもらおう。ば

らつきがあればその中で少し、統一されちゃった業界も、動くかもしれない。

高木委員長 本当にフランチャイズのトップの人が来てくれば、長野県の事情は分かったからという決断は出来るけども、トップからの指示を受けた県を代表する方々が来てるときは、いずれ。

木曾課長 県内でちゃんとした組織になっているところは。その意見を聞いた場合には、個別の話はやめてください、と向こうは言います。私どもは代表でやっていますから、それぞれのフランチャイズ、それも個別の意見としては足並みが緩むっていう・・・そういうこと。

委員 不安がある。

木曾課長 逆にそう言われたからと、百も承知かもしれません。

岡本委員 また、個別店舗の経営者とそれから利用者である県民とが、このことについてどう思っているかということですけど、傾向はむしろ、現実、店舗経営者は、僕もだいぶ聴いて回ったことがあるけども、実は24時間やめたいんですよという意見が大半だと思います。不採算の時間帯を無理して家族労働でやっている訳ですから。だから、そういう意見は、業界になっちゃうと、そこが崩れたんじゃ、コンビニがコンビニでなくなっちゃう、危機感を持つ。

木曾課長 フランチャイズ全部から聴ければ、。そういうことでなければ、まあ、代表する方々、団体から意見を聴かざるを得ないかなというふうに・・・

宮本委員 ちなみに、あの協会に、イオンが159、ダイエーが、西友が18。

高木委員長 最近増えてます。長野エリアでは最近増えてきています。24時間営業の大型スーパーが。

川妻委員 チェーンストア協会の方でも、ある程度の時間を取って意見交換をしないと。それからそのチェーンストア関係のところには、同じように出来なければ、関係のところには、まあ、出向いて行って意見聴取するという方法があると思います。

橋爪委員 えーとですね、私はですね24時間規制について、もう少し、こうにやろうじゃないかというものがないと、こう相手にいうときにそれとなく意見を出しちゃって、今言ったような、今日出ているようなことがもう少し粗くまとまってきてからでないと、話をしたときに、「ああ、そうですか」と、誰が答えるのかと。今の段階では、実に不安だなと思いますんで、もうちょっと粗くまとめたからの方がいいんじゃないかと。後ろの日程は決まっているんで、もうだんだんと。

高木委員長 24時間とか自動販売機に関しては、長野県は独自にやろうとしている条例なんかの、まあ、削減量をば、それに関して県民に意見を問うような場ってというのは、作らなくてはならないでしょう。

橋爪委員 あの、私、一点、24時間規制という、夜10時、11時までの規制ですが、違反をした時にはいわゆる罰則を持った規定までやるのか、どういう形でお願いするのか、そこら辺のところ、まだ、我々の中で議論していないんで、そこら辺のところ議論をしないと、相手側に対してどういうふうにするのか、いろいろ聴いてそこを決めるよというんだったら、ただ聴くだけなんで、言うことは大体分かるんで。そこら辺のところをもう少し詰めたい、どのくらいまで詰めて、自主変革でいこうじゃないか、だけどそうじゃない場合には公表、県の中ではこういうところはこうにやっているから公表するよ、でどうだとか、もう少し議論をしないとこの段階の話では、こちらがもう少しまとまっていかなきゃ。

岡本委員 軽井沢なんかは要綱でわりに早い時期からうまくいっている。したがって、やはりコンビニ業界も利益追求団体な訳ですから、24時間を止めたときの方が利益があがる、かもしれないということを含めて、だから、長野県でね実験してみませんかという提案もあり得るのかなと。あの、いきなりこうこうではなくて、具現的に、例えば出してみても、成果を見て判断したらどうですかと。恐らく24時間止めた方が業績は上がる、ただ、この時に、個別に電力会社との契約があるから恐らくびっくりするような安い値段で夜の電気を購入しているでしょうから。そうすると私たちが考えていることは、夜の電気を切ったところで、電力料金削減にはならないよ、とは言えないけれども・・・。

橋爪委員 それは、いわゆる深夜電力で。

高木委員長 24時間とか。

川妻委員 例えば経営者協会のような人達が24時間問題をどう考えているのか、そういう議論を。第一回目の意見聴取は24時間関係でやるのか、自販機関係でやるのか。

木曾課長 あの、この日程がコンクリートで、こう提案した中身なんで、～ 。今、今日申し上げた、もう少し詰めてからということになれば、もう一度やっていただいて、その、次回で意見聴取するという日程にしてもらってもよろしいかと。

高木委員長 あの、えーと、東北信、あちこち回るのはどうなるんですか。

木曾課長 それも含めて、～ 。

上條委員 日程だけでも決められないでしょうか。



橋爪委員

何をやったかという。この次に、今回出たような条例に関する、今回はだーっと書かれていますけども、これを少し だししようじゃないかという案を・・・案を作って、これを現在は柔らかいけれども、意見聴取を終了する時に、提案としてそうじゃ、というのを ということじゃないですか。それをもってして・・・それはかなり決まったもんと言われちゃうぞ、かなり固まった状態になるんだらうと・・・何とも言い難い、では、その段階で、主だった経営者協会の が、例えば の段階ということで、 聴いても、やはり・・・。

川妻委員

大変だけれども、委員長と事務局と委員長が指定する委員が、いらなければ委員長と事務局で集約してください。

高木委員長

えーと、5時15分ですか。じゃあ、じゃあ、やっててもしょうがないので、ちょっと、今、第四回のところで出ている議論を、ちょっと相談をさせていただいて、日程も、内容も、進め方も、議論をメーリング上で決める、ということで。今日、いらっしゃらない方もいらっしゃるので。これで、今日は終わりにしていただくかなと思います。9月に関しては、9月22日ということで一応、スケジュールに入っております。じゃあ、一応これで、議事の方をお返しいたします。

司 会

ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、本日の検討会を終わります。ありがとうございました。

( 議事録中の の部分は確認できなかった部分です。 )